

国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程

制定 平成16年11月1日 16規程第38号

最終改正 令和元年8月22日 令01規程第11号 一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 検定（第3条－第6条）
- 第3章 型式承認（第7条－第17条）
- 第4章 基準器検査（第18条－第21条）
- 第5章 校正（第22条－第26条）
- 第6章 比較検査（第27条－第30条）
- 第7章 雑則（第31条・第32条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、計量法（平成4年法律第51号）に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う次に掲げるものについて必要な事項を定めるものとする。

- 一 計量法第5章第1節の規定による検定
- 二 計量法第5章第2節の規定による型式の承認（以下「型式承認」という。）
- 三 計量法第5章第4節の規定による基準器検査
- 四 計量法第8章第1節の規定による特定標準器による校正等（以下「校正」という。）
- 五 計量法附則第20条の規定による比較検査

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、計量法、計量法関係政令、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号。以下「検定検査規則」という。）、基準器検査規則（平成5年通商産業省令第71号）及びこれらに関連して経済産業大臣が定めるものにおいて使用する用語の例による。

第2章 検定

（検定の申請）

第3条 特定計量器について検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、次に掲げるものを研究所に提出しなければならない。

- 一 検定申請書（検定検査規則様式第1） 1通
- 二 検定用の特定計量器

2 研究所は、前項の規定による申請を受理した場合は、検定申請者に、計量法関係手数料令

(平成5年政令第340号)第2条に規定する手数料を納付期限を定めて請求する。

- 3 検定申請者は、前項の規定による請求があったときは、研究所が指定する金融機関の預金口座に払い込まなければならない。

(検定の実施)

第4条 研究所は、前条第1項の規定による申請を受理した場合は、検定検査規則により検定を実施し、検定結果に基づき当該特定計量器について可否の判定を行う。

- 2 前項の判定は、当該特定計量器が、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認める場合は合格とし、それ以外の場合は不合格とする。

- 一 検定検査規則に定める技術上の基準に適合していること。
- 二 器差が検定公差内にあること。

(検定証印等)

第5条 研究所は、前条の規定により当該特定計量器を合格とした場合は、当該特定計量器に検定検査規則第23条に定める検定証印を付す。

- 2 研究所は、前条の規定により当該特定計量器を合格としなかった場合は、不合格票(検定検査規則様式第22)により検定申請者に通知する。この場合において、当該特定計量器に検定証印が付されているときは、その検定証印を除去する。

(特定計量器の返還)

第6条 研究所は、検定が終了した場合は、当該特定計量器を検定申請者に返還する。

第3章 型式承認

(型式承認の種類)

第7条 型式承認の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 新規型式 届出製造事業者、輸入事業者又は外国製造事業者が、新たに特定計量器の型式承認を受けようとする場合において別紙1から別紙18まで及び別紙22から別紙26までの表の新規型式欄に掲げる内容又は別紙19から別紙21までの表の区分欄に×印のある内容の型式承認
- 二 承認型式 承認製造事業者、承認輸入事業者又は承認外国製造事業者が、既に承認を受けている特定計量器の型式について別紙1から別紙18まで及び別紙22から別紙26までの表の承認型式欄に掲げる変更又は別紙19から別紙21までの表の区分欄に△印のある変更を行う型式承認

(型式承認の申請)

第8条 特定計量器について型式承認を受けようとする者(以下「型式承認申請者」という。)は、新規型式については第1号から第8号までに掲げるもの並びに研究所が指定した場合においては第9号及び第10号に掲げるもの、承認型式については第1号の申請書及び第2号から第10号までに掲げるもののうち研究所が指定するものを研究所に提出しなければならない。

- 一 製造事業者型式承認申請書、輸入事業者型式承認申請書又は外国製造事業者型式承認申請書(検定検査規則様式第7) 1通
- 二 特定計量器の構造図及び作動原理図(特定計量器に作動部分がある場合に限る。) 1

通

三 特定計量器の製造工程図 1通

四 特定計量器の構造、使用方法、使用条件及び製造方法を説明した書類 1通

五 型式承認の試験（以下「承認試験」という。）用の特定計量器

六 次に掲げる機能がある場合にあつては、その定格、使用方法、使用上の注意点、性能等を簡潔に記述した構造図及び作動原理図並びにイ又はロに掲げる機能の区分に応じそれぞれイ又はロに規定するものを記述した説明図 1通

イ 料金を表示する機能 その計算方法、計算機構及び表示機構

ロ 販売時点情報管理装置その他の電子計算機と接続して使用することができる機能 パルス数、定格電圧その他の接続条件、接続方法等

七 構造検定の方法による試験結果（研究所が特に指定した場合に限る。） 1通

八 指定検定機関が発行した型式試験合格証（以下「合格証」という。）がある場合は、その合格証 1通

九 次条第1項第1号に規定する試験の結果がある場合にあつては、その証明書 1通

十 検定検査規則第30条の2で定める機関（以下、別表第4右欄に掲げる機関をいう。以下同じ。）が作成した試験の結果の証明書がある場合にあつては、その適合証明書 1通

2 研究所は、前項第8号の合格証が提出された場合は、その合格証を発行した指定検定機関に対し、前項各号に掲げるものの提出を求めることができる。

3 研究所は、第1項の規定による申請を受理した場合（第1項第8号の合格証を提出したときを除く。）は、型式承認申請者に、計量法関係手数料令第4条及び計量法関係手数料規則第4条に規定する手数料を、納付期限を定めて請求する。

4 型式承認申請者は、前項の規定による請求があつたときは、研究所が指定する金融機関の預金口座に払い込まなければならない。

（承認試験の実施）

第9条 研究所は、前条第1項の規定による申請を受理した場合は、検定検査規則により承認試験を実施し、承認試験の可否の判定を行う。ただし、承認型式の試験の結果を活用する場合にあつては型式の変更又は機能の追加を行った部分以外についての承認試験の範囲の試験又はすべての承認試験の範囲を、同項第8号の合格証が提出された場合にあつてはすべての承認試験の範囲の試験を、申請時に次に掲げる試験（以下「認定試験」という。）の結果が添付されている場合にあつてはその認定試験の範囲の試験を省略することができる。

一 研究所が行う依頼試験

イ 計量器の構成要素及び検査装置の試験

ロ OIML適合性試験

二 研究所が予め承認した試験装置により研究所が行う試験

三 別表第4の左欄に掲げる対象計量器の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める検定検査規則第30条の2で定める機関が行う試験

（試験成績書）

第10条 研究所は、前条の規定による承認試験の結果により、次の事項を記載した特定計量器

型式承認試験成績書（以下「成績書」という。）を作成する。

- 一 型式承認申請者の名称及び所在地
- 二 特定計量器の種類、型式又は能力及び承認の種類
- 三 特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
- 四 承認試験の期間及び承認試験実施者
- 五 承認試験の次に掲げる成績
 - イ 検定検査規則に定める項目ごとの試験成績（作動原理の解析及び試験方法等を含む。）
 - ロ イ以外の項目で必要と認める事項
- 六 合否の判定
- 七 必要と認められる事項についての意見
（型式の承認又は不承認）

第11条 研究所は、前条の成績書に基づき、当該型式が検定検査規則に定める構造に係る技術上の基準に適合していると認める場合は型式を承認し、それ以外の場合は型式を不承認とする。

2 研究所は、前項の規定により当該型式を承認した場合は、別表第1第1号に定める表示方法による承認番号を付した第8条第1項第2号の特定計量器の構造図及び作動原理図（当該作動原理図を申請時に提出した場合に限る。）並びに承認通知書（別紙様式第1）を型式承認申請者に発行する。

3 研究所は、第1項の規定により当該型式を不承認とした場合は、不承認理由通知書（検定検査規則様式23）により型式承認申請者に通知する。

（特定計量器の返還）

第12条 研究所は、型式承認が終了した場合は、当該特定計量器を型式承認申請者に返還する。

（公示）

第13条 研究所は、計量法第159条第1項第5号の公示は、官報に公告することにより行う。

（軽微変更届出）

第14条 第11条第2項の承認通知書の発行を受けた型式承認申請者（以下「承認事業者」という。）は、同条第1項の規定による承認を受けた型式について、次に掲げる場合に該当するときは、承認型式軽微変更届出書（別紙様式第2）に次項に規定する書類を添付して研究所に届出なければならない。

- 一 別紙1から別紙18まで及び別紙22から別紙26までの表の届出の要否：同一型式欄の軽微変更届出を要する欄に掲げる変更若しくは別紙19から別紙21までの表の区分欄に○印がある変更又は機能の追加を行った場合であって、その変更又は機能の追加が性能に影響がなく、かつ、検定検査規則に定められたすべての試験項目を省略できる場合
- 二 第9条第1号に規定する認定試験に合格したものを使用する型式に、新たに認定試験に合格したものを追加して使用する場合

2 前項の軽微変更届出書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

一 変更箇所の特定計量器の要素（研究所が特に指定する場合を除く。）

二 変更箇所の構造図

3 研究所は、第1項の届出があった場合は、軽微変更届出書及び前項の書類の内容等を確認し受理する。

4 承認事業者は、第11条第1項の規定による承認を受けた型式について、別紙1から別紙18まで及び別紙22から別紙26までの表の届出の要否：同一型式欄の軽微変更届出不要欄に掲げる変更又は別紙19から別紙21までの表の区分欄に◎印のある変更を行った場合は、研究所に申請、届出等をするを要しない。

（記載事項変更届出）

第15条 承認事業者は、計量法第79条第1項（同法第81条第3項及び第89条第4項において準用する場合を含む。）に規定する変更を行った場合は、型式承認申請書記載事項変更届出書（別紙様式第3）を研究所に届出なければならない。

（更新の申請）

第16条 型式承認の更新をしようとする承認事業者は、製造事業者型式承認更新申請書、輸入事業者型式承認更新申請書又は外国製造事業者型式承認更新申請書（検定検査規則様式第10）を研究所に提出しなければならない。

2 研究所は、前項の申請は、更新の時期の半年前から受付けるものとする。

3 研究所は、第1項の規定による申請を受理した場合は、申請者に、計量法関係手数料令第4条に規定する手数料を納付期限を定めて請求する。

4 承認事業者は、前項の規定による請求があったときは、研究所が指定する金融機関の預金口座に払い込まなければならない

5 研究所は、第1項の規定による申請を受理した場合は、型式承認更新申請受理書（検定検査規則様式第11）を交付する。この場合における更新の時期は、当該特定計量器の型式承認の有効期間満了時とする。

6 第1項の規定による申請から前項の規定による受理までの標準的な手続の期間は、15日間とする。

（更新及び失効の公表）

第17条 研究所は、当月において前条の規定により更新した型式及び計量法第87条の規定により失効した型式について、翌月初めにインターネットを利用して公表する。

第4章 基準器検査

（基準器検査の申請）

第18条 計量器の基準器検査を受けようとする者（以下「基準器検査申請者」という。）は、次に掲げるものを研究所に提出しなければならない。

一 基準器検査申請書（基準器検査規則様式第1）

二 基準器検査用の計量器（第5号に該当する場合を除く。）

三 計量法第144条第1項の登録事業者が交付した計量器の校正に係る同項の証明書がある場合は、その校正証明書 1通

四 代理人による申請の場合は、委任状（基準器検査規則様式第2） 1通

2 研究所は、前項の規定による申請を受理した場合は、申請者又は代理人に、計量法関係手数料規則（平成5年通商産業省令第66号）第5条に規定する手数料を納付期限を定めて請求する。この場合において、研究所は、基準器検査を研究所以外の場所で行わなければならないときは、これを行うのに要する職員又は契約職員（以下「職員等」という。）の旅費及び基準器検査に用いる検査用具の運搬に要する経費（以下「旅費等」という。）を手数料に併せて請求するものとする。

3 基準器検査申請者は、前項の規定による請求があったときは、研究所が指定する金融機関の預金口座に払い込まなければならない。

（基準器検査の実施）

第19条 研究所は、前条第1項の規定による申請を受理した場合は、基準器検査規則により基準器検査を実施し、検査結果に基づき当該計量器について基準器検査の可否の判定を行う。

2 前項の判定は、当該計量器が、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認める場合は合格とし、それ以外の場合は不合格とする。

一 基準器検査規則に定める構造に係る技術上の基準に適合していること。

二 器差が基準器公差内にあること。

（基準器検査証印及び基準器検査成績書）

第20条 研究所は、前条の規定により当該計量器を合格と判定した場合は、当該計量器に基準器検査規則第19条の規定による基準器検査証印を付し、別表第1第2号に定める表示方法による成績書番号を付した基準器検査成績書（基準器検査規則第23条の規定による。）を基準器検査申請者に交付する。

2 研究所は、前条の規定により当該計量器を不合格とした場合は、不合格票（基準器検査規則様式第13）により基準器検査申請者に通知する。この場合において、当該計量器に基準器検査証印が付されている場合は、その基準器検査証印を除去する。

（計量器の返還）

第21条 研究所は、基準器検査が終了した場合は、基準器検査用の計量器を基準器検査申請者に返還する。

第5章 校正

（校正の申請）

第22条 計量器の校正を受けようとする者（以下「jcss申請者」という。）は、次に掲げるものを研究所に提出しなければならない。

一 jcss校正申請書（別紙様式第4） 1通

二 器物確認書（別紙様式第5） 1通

三 校正用の計量器（以下「特定二次標準器」という。）。ただし、次号に該当する場合は、提出を要しない。

2 研究所は、前項の規定による申請を受理した場合は、申請者に、別表3に定める手数料を納付期限を定めて請求する。この場合において、研究所は、校正を研究所以外の場所で行わなければならないときは、これを行うのに要する職員等の旅費等を手数料に併せて請求するものとする。

3 jcss申請者は、前項の規定による請求があったときは、研究所が指定する金融機関の預金口座に払い込まなければならない。

(校正の実施)

第23条 研究所は、前条第1項の規定による申請を受理した場合は、別に作成する手順書を用いて校正を実施する。

(校正証明書)

第24条 研究所は、前条の校正を実施した場合は、次項に定める証明書番号を付した校正証明書(別紙様式第6。以下「証明書」という。)をjcss申請者に交付する。

2 前項の証明書番号は、西暦年で表した当該年度の末尾2桁のアラビア数字及び5001から始まる当該年の校正数の通し番号からなる6桁の番号とする。

(証明書の修正)

第25条 研究所は、前条の証明書の発行後に当該証明書の修正が必要となった場合は、修正に関する新規の証明書を発行することにより修正を行う。この場合の証明書番号は、修正が必要となった証明書の証明書番号に、1から始まる当該証明書の修正数の通し番号を付した番号とする。

(計量器の返還)

第26条 研究所は、校正が終了した場合は、特定二次標準器をjcss申請者に返還する。

第6章 比較検査

(比較検査の申請)

第27条 特定計量器の比較検査を受けようとする者(以下「比較検査申請者」という。)は、次に掲げるものを研究所に提出しなければならない。

- 一 比較検査申請書(検定検査規則様式第1)
- 二 比較検査用の特定計量器

2 研究所は、前項の規定による申請を受理した場合は、申請者に、計量法関係手数料令第9条に規定する手数料を納付期限を定めて請求する。

3 比較検査申請者は、前項の規定による請求があったときは、研究所が指定する金融機関の預金口座に払い込まなければならない。

(比較検査の実施)

第28条 研究所は、前条第1項の規定による申請を受理した場合は、検定検査規則により比較検査を実施し、比較検査の結果に基づき当該特定計量器について、合否の判定を行う。

2 前項の判定は、当該特定計量器が次の基準のいずれにも適合すると認める場合は合格とし、それ以外の場合は不合格とする。

- 一 検定検査規則に定める技術上の基準に適合していること
- 二 器差が比較検査公差内にあること

(比較検査証印及び比較検査成績書)

第29条 研究所は、前条の規定により当該特定計量器を合格と判定した場合は、当該計量器に検定検査規則第992条の規定による比較検査証印を付し、別表1第3号に定める表示方法による成績書番号を付した比較検査成績書(検定検査規則様式第25)を比較検査申請者に交付

する。

- 2 研究所は、前条の規定により当該特定計量器を不合格とした場合は、不合格票（検定検査規則様式第22）により比較検査申請者に通知する。この場合において、当該特定計量器に比較検査証印が付されている場合は、その比較検査証印を除去する。

（特定計量器の返還）

第30条 研究所は、比較検査が終了した場合は、比較検査用の特定計量器を比較検査申請者に返還する。

第7章 雑則

（払込み方法の特例）

第31条 研究所は、第3条第3項、第8条第4項、第16条第4項、第18条第3項、第22条第3項及び第27条第3項に規定する払込みの方法について、特に必要があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、別の方法による払込みを認めることができる。

（旅費の算定）

第32条 第18条第2項及び第22条第2項に規定する職員等の旅費は、国立研究開発法人産業技術総合研究所旅費規程（13規程第42号）に基づき算定する額とする。

附 則（16規程第38号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。
（独立行政法人産業技術総合研究所検定規程等の廃止）
- 2 次に掲げる規程及び要領は、廃止する。
 - 一 独立行政法人産業技術総合研究所検定規程（13規程第19号）
 - 二 独立行政法人産業技術総合研究所基準器検査規程（13規程第16号）
 - 三 独立行政法人産業技術総合研究所型式承認試験規程（13規程第17号）
 - 四 独立行政法人産業技術総合研究所特定標準器による校正等の規程（13規程第20号）
 - 五 独立行政法人産業技術総合研究所比較検査規程（13規程第18号）
 - 六 特定標準器による校正等実施要領（13要領第122号）

附 則（17規程第41号・一部改正）

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（17規程第55号・一部改正）

この規程は、平成17年9月1日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

附 則（17規程第59号・一部改正）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（18規程第27号・一部改正）

この規程は、平成18年6月23日から施行する。ただし、別表第3に掲げる標準分銅による校正については平成16年6月18日から、標準キャパシタによる校正については平成17年4月1日から、誘導分圧器、光電検出器、ロックウェル硬さ基準片及びビッカース硬さ試験片による校正については平成17年11月29日から適用する。

附 則（18規程第46号・一部改正）

この規程は、平成18年9月29日から施行する。

附 則（18規程第66号・一部改正）

この規程は、平成19年1月26日から施行する。

附 則（19規程第20号・一部改正）

この規程は、平成19年5月15日から施行する。

附 則（19規程第37号・一部改正）

この規程は、平成19年8月31日から施行する。

附 則（19規程第54号・一部改正）

この規程は、平成20年3月31日から施行する。

附 則（20規程第50号・一部改正）

この規程は、平成20年11月28日から施行する。

附 則（20規程第56号・一部改正）

この規程は、平成21年3月15日から施行する。

附 則（21規程第25号・一部改正）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（21規程第38号・一部改正）

この規程は、平成21年8月11日から施行する。

附 則（21規程第51号・一部改正）

この規程は、平成22年2月25日から施行する。

附 則（22規程第29号・一部改正）

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（22規程第31号・一部改正）

この規程は、平成22年6月3日から施行する。

附 則（22規程第126号・一部改正）

この規程は、平成23年3月2日から施行する。

附 則（23規程第25号・一部改正）

この規程は、平成23年9月22日から施行する。

附 則（26規程第7号・一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第84号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年11月1日から施行する。

（騒音計及び振動レベル計の型式の承認の基準に係る特例）

第2条 この規程の施行の前に第8条により申請がされた騒音計及び振動レベル計の型式について技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（27規程第88号・一部改正）

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（29規程第9号・一部改正）

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

附 則（30規程第3号・一部改正）

この規程は、平成30年7月17日から施行する。

附 則（30規程第19号・一部改正）

この規程は、平成30年12月15日から施行する。ただし、別紙様式第1から第3の改正については、平成31年1月1日から適用する。

附 則（30規程第25号・一部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令01規程第11号・一部改正）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

別表第 1

第 1 号

型式承認第 A B B' C 号

ただし、A は別表第 2 第 1 号の特定計量標準器の機種別の記号とし、B B' は西暦年で表した承認試験を行った年（以下「承認年」という。）の末尾 2 桁のアラビア数字とし、C は承認年の承認数の通し番号とする。

第 2 号

A A' B 第 C 号

ただし、A A' は西暦年で表した成績書を発行した年（以下「発行年」という。）の末尾 2 桁のアラビア数字とし、B は別表第 2 第 2 号の種類別記号とし、C は発行年の発行数の通し番号とする。

第 3 号

A A' B 第 C 号

ただし、A A' は西暦年で表した比較検査成績書の発行年の末尾 2 桁のアラビア数字とし、B は別表第 2 第 4 号の種類別記号とし、C は発行年の発行数の通し番号とする。

別表第2

第1号 特定計量器の機種別の記号

B	タクシーメーター
D	非自動はかり
AC	自動捕捉式はかり
E	分銅
F	おもり
G	ガラス製温度計及びガラス製体温計
H	抵抗体温計
I	皮革面積計
L	水道メーター
M	温水メーター
N	燃料油メーター
O	液化石油ガスメーター
K	ガスメーター
P	量器用尺付タンク
R	密度浮ひょう
X	アネロイド型圧力計
Q	アネロイド型血圧計
Y	積算熱量計
SE	ジルコニア式酸素濃度計
SB	溶液導電率式二酸化硫黄濃度計
SF	磁気式酸素濃度計
SDS	紫外線式二酸化硫黄濃度計
SDN	紫外線式窒素酸化物濃度計
SAS	非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
SAN	非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
SAC	非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計
SC	化学発光式窒素酸化物濃度計
S	ガラス電極式水素イオン濃度検出器
SS	ガラス電極式水素イオン濃度指示計
Z	酒精度浮ひょう
U	浮ひょう型比重計
EE	照度計
TS	普通騒音計
TF	精密騒音計
TW	振動レベル計

第2号 基準器種類別記号

A	基準巻尺
C	基準手動天びん、基準台手動はかり及び基準直示天びん
F	基準分銅
G	温度基準器
J	基準フラスコ及び基準ビュレット
K	基準ガスメーター
L	基準水道メーター
N	基準燃料油メーター
P	基準タンク及び基準体積管
Q	圧力基準器
R	密度基準器
S	濃度基準器
U	比重基準器
W	振動基準器
S L	騒音基準器

第3号 特定計量器種類別記号

S	酒精度浮ひょう
---	---------

別表第3

特定標準器による校正手数料（特定二次標準器）

特定標準器による校正等を行う計量器		1個についての金額
633 nm よう素分子吸収線波長安定化ヘリウムネオンレーザー装置 532 nm よう素分子吸収線波長安定化レーザー装置 1.5 um 帯（Cバンド）アセチレン分子吸収線波長安定化レーザー装置 1.5 um 帯（Cバンド）シアン化水素分子吸収線波長安定化レーザー装置	広帯域光周波数（178 THz 以上 600 THz 以下）	312,600 円
ロータリーエンコーダ		222,800 円
原子時計 周波数標準器	持込み校正	138,400 円
	遠隔校正：5 MHz、10 MHz 基本料金（12回/年分）	167,900 円
	初期設置調整（初回のみ） 座標測定（オプション）	59,600 円 66,900 円
標準分銅	校正範囲が 1 mg 以上 100 g 未満のもの 100 mg 以下であって拡張不確かさが 0.0015 mg 以下 100 mg を超え 5 g 以下であって拡張不確かさが 0.0050 mg 以下 5 g を超え 100 g 未満であって拡張不確かさが 0.010 mg 以下	63,700 円

	校正範囲が 1 mg 以上 100 g 未満のもの 100 mg 以下であって拡張不確かさが 0.0015 mg 超え 0.0050 mg 以下 100 mg を超え 5 g 以下であって拡張不確かさが 0.0050 mg 超え 0.015 mg 以下 5 g を超え 100 g 未満であって拡張不確かさが 0.010 mg 超え 0.030 mg 以下	47,100 円
	校正範囲が 1 mg 以上 100 g 未満のもの 100 mg 以下であって拡張不確かさが 0.0050 mg 超 100 mg を超え 5 g 以下であって拡張不確かさが 0.015 mg を超 5 g を超え 100 g 未満であって拡張不確かさが 0.030 mg 超	14,800 円
	校正範囲が 100 g 以上 20 kg 以下のもの 相対拡張不確かさが 1.5×10^{-7} 以下	98,700 円
	校正範囲が 100 g 以上 20 kg 以下のもの 相対拡張不確かさが 1.5×10^{-7} を超え 5.0×10^{-7} 以下	71,700 円
	校正範囲が 100 g 以上 20 kg 以下のもの 相対拡張不確かさが 5.0×10^{-7} 超	23,600 円
実荷重式力基準機	校正範囲が 1 MN 以下のもの	139,700 円
こうかん式力基準機	ただし、校正範囲内で引張及び圧縮の両方について行う場合	211,900 円
油圧式力基準機	校正範囲が 1 MN を超えるもの	202,600 円
ビルドアップ式力基準機	校正範囲が 1 MN 以下のもの	101,600 円
	校正範囲が 1 MN を超えるもの	164,600 円
参照用トルクメータ	校正範囲が $0.1 \text{ N} \cdot \text{m}$ 以上 $10 \text{ N} \cdot \text{m}$ 以下のもの ただし、校正の最大トルクは $0.1 \text{ N} \cdot \text{m}$ 以上 $10 \text{ N} \cdot \text{m}$ 以下 1 台、左右ねじり、8 ステップまで	208,700 円
	1 台を追加する毎に加算する料金（ただし追加は 3 台までとする）	107,900 円

	校正範囲が 2N・m 以上 1 kN・m 以下のもの ただし、校正の最大トルクは 5 N・m 以上 1 kN・m 以下 1 台、左右ねじり、8 ステップまで 1 台を追加する毎に加算する料金（ただし追加は 3 台までとする）	252,800円 123,200円
	校正範囲が 200 N・m 以上 20 kN・m 以下のもの ただし、校正の最大トルクは 1 kN・m を超え 20 kN・m 以下 1 台、左右ねじり、8 ステップまで 1 台を追加する毎に加算する料金（ただし追加は 3 台までとする）	322,300円 159,600円
参照用トルクレンチ	校正範囲が 0.1 N・m 以上 10 N・m 以下のもの ただし、校正の最大トルクは 0.1 N・m 以上 10 N・m 以下 1 台、左右ねじり、8 ステップまで 1 台を追加する毎に加算する料金（ただし追加は 3 台までとする）	208,700 円 107,900 円
	校正範囲が 2N・m 以上 1 kN・m 以下のもの ただし、校正の最大トルクは 5N・m 以上 1 kN・m 以下 1 台、左右ねじり、8 ステップまで 1 台を追加する毎に加算する料金（ただし追加は 3 台までとする）	252,800円 123,200円
	校正範囲が 200 N・m 以上 5 kN・m 以下のもの ただし、校正の最大トルクは 1 kN・m を超え 5 kN・m 以下 1 台、左右ねじり、8 ステップまで 1 台を追加する毎に加算する料金（ただし追加は 3 台までとする）	322,300円 159,600円
ピストン式重錘型圧力標準器	圧力媒体が気体のもの（絶対圧による校正を除く）	156,800 円
	圧力媒体が気体のものであって、絶対圧による校正の場合	233,600 円
	圧力媒体が液体のもの	132,600 円

粘性真空計	校正範囲が 1 mPa 以上 1 Pa 以下のもの	187,100 円
隔膜真空計	高精度型隔膜真空計 (GPIB, RS232C インターフェースを有すること) 校正範囲が 0.1 Pa 以上 150 Pa 以下のもの	226,600 円
	8 校正点まで 3 校正点を追加する毎に加算する料金	20,900 円
気体流量校正装置	校正範囲が 5 mg/min 以上 400 g/min 以下 空気、窒素ガス、アルゴンガス又はヘリウムガス、水素ガス又はメタンガスを使用するの秤量タンクシステムのもの	863,600 円
ISO 型トロイダルスロート音速ノズル	空気、窒素ガス、アルゴンガス又はヘリウムガス用のものであって、口径が 0.05 mm 以上 2.5 mm 以下のもの	690,500 円
	空気用のものであって、口径が 3 mm 以上 20 mm 以下のもの	412,300 円
液体流量校正装置	最大口径が 25 mm 以下のもの	408,900 円
	最大口径が 25 mm を超え、50 mm 以下のもの	468,000 円
	最大口径が 50 mm を超え、175 mm 以下のもの	505,600 円
	最大口径が 175 mm を超えるもの	744,900 円
石油用流量計	校正範囲が 0.1 m ³ /h 以上 15 m ³ /h 以下のもの又は、0.022 kg/s 以上 3.4 kg/s 以下のもの 3 流量まで 流量 1 点追加する毎に加算する料金 温度 1 点追加する毎に加算する料金 液種 1 点追加する毎に加算する料金	229,000 円 31,000 円 62,000 円 124,000 円
	校正範囲が 3 m ³ /h 以上 300m ³ /h 以下のもの又は、0.67 kg/s 以上 67 kg/s 以下のもの	

	3 流量まで 流量 1 点追加する毎に加算する料金 温度 1 点追加する毎に加算する料金 液種 1 点追加する毎に加算する料金	1, 161, 800 円 297, 100 円 148, 500 円 270, 300 円
レーザー流速計		329, 900 円
微風速校正風洞		292, 400 円
超音波流速計	校正範囲が 0.05 m/s～1.5 m/s のもの	165, 300 円
	校正範囲が 1.3 m/s～40 m/s のもの	284, 000 円
ピトー静圧管	先端の最大直径が 10 mm 以下で、校正範囲が 40 m/s 以上 90 m/s 以下のもの 6 校正点まで	279, 500 円
	1 校正点を追加する毎に加算する料金	29, 500 円
シリコン単結晶	校正範囲が 2 320 kg/m ³ 以上 2 340 kg/m ³ 以下のもの	239, 800 円
I 形標準マイクロホン II 形標準マイクロホン	I 形標準マイクロホンであって、校正周波数範囲が 20 Hz 以上 12 500 Hz 以下のもの	116, 600 円+ 周波数点数×4, 800 円
	II 形標準マイクロホンであって、校正周波数範囲が 20 Hz 以上 20 000 Hz 以下のもの	116, 600 円+ 周波数点数×4, 800 円
レーザー干渉式振動測定装置	校正範囲が 0.1 Hz 以上 2 Hz 以下のもの	524, 600 円
	校正範囲が 1 Hz 以上 200 Hz 以下のもの	716, 700 円
	校正範囲が 20 Hz 以上 5 kHz 以下のもの	638, 700 円
	校正範囲が 5 kHz 以上 10 kHz 以下のもの	540, 800 円
	校正範囲が 0.1 Hz 以上 200 Hz 以下のもの	842, 500 円

	校正範囲が 1 Hz 以上 5 kHz 以下のもの	1,217,100 円
	校正範囲が 20 Hz 以上 10 kHz 以下のもの	748,100 円
振動加速度計	校正範囲が0.1Hz以上2 Hz以下のもの	231,900 円
	校正範囲が1 Hz以上200 Hz以下のもの	284,300 円
	校正範囲が20 Hz以上5 kHz以下のもの	242,100 円
	校正範囲が5 kHz以上10 kHz以下のもの	171,500 円
	校正範囲が0.1 Hz以上200 Hz以下のもの	465,800 円
	校正範囲が1 Hz以上5 kHz以下のもの	474,300 円
	校正範囲が20 Hz以上10 kHz以下のもの	378,900 円
	電荷感度において、校正範囲が20 Hz以上5 kHz以下のもの	257,900 円
	電荷感度において、校正範囲が5 kHz 以上10 kHz 以下のもの	181,100 円
	電荷感度において、校正範囲が20 Hz 以上10 kHz 以下のもの	428,800 円
ジョセフソン効果電圧測定装置 電圧測定装置 電圧発生装置	校正範囲が 1 V 以上 10 V 以下のものであり、かつ、精度が 0.5 ppm 又はより高いもの	548,300 円
標準抵抗器 標準抵抗装置	公称値が 25 Ω、100 Ω、10 kΩのもの 拡張不確かさ 0.1 μΩ/Ω 未満	850,600 円
	校正範囲が 1 Ω 以上 10 kΩ 以下のものであり、かつ、精度が 0.5 ppm 又はよりもの	517,200 円
標準抵抗器	校正範囲が 1 MΩ 以上 1 TΩ 以下のもの	288,100 円
キャパシタ	校正範囲が周波数 1 592 Hz の場合において、静電容量が 10 pF, 100 pF および 1 000 pF のもの	395,000 円

交流抵抗器	校正範囲が周波数 1 kHz の場合において、抵抗値が 10 k Ω のもの	210,600 円
誘導分圧器	周波数が 1 kHz の場合において、校正範囲が 10 V のもの又は、周波数が 50 Hz 以上 60 Hz 以下の場合において、校正範囲が 100 V のもの	346,100 円
電流比較器	周波数が 45 Hz 以上 65 Hz 以下の場合において、校正範囲が 50 A 以下のもの（15校正点まで） 1 校正点を追加する毎に加算する料金	505,900 円 26,300 円
交直変換器	校正範囲が 10 mV 以上 1 kV 以下、10 mA、10 Hz 以上 1 MHz 以下のもの（1 電圧、1 周波数点につき） 1 周波数点を追加する毎に加算する料金（同一電圧に限る）	487,000 円 34,600 円
電圧測定装置 （高周波電圧）	校正範囲が 10 MHz～1 GHz のもの 5 周波数点を含む基本料金 1 周波数点を追加する毎に加算する料金	184,100 円 8,700 円
電力測定装置 7 mm 同軸 （高周波電力）	校正範囲が 10 MHz～18 GHz のもの 18 周波数点を含む基本料金 1 周波数点を追加する毎に加算する料金 1 周波数点を減じる毎に減額する料金	336,400 円 12,900 円 12,900 円
電力測定装置 2.9 mm 同軸 （高周波電力）	校正範囲が 10 MHz～40 GHz, 10 mW, 1 mW のもの 20 周波数点を含む基本料金 1 周波数点を追加する毎に加算する料金	595,800 円 18,300 円

減衰器 エアライン ミスマッチライン 終端器 (高周波インピーダンス)	同軸、PC3.5 散乱パラメータの大きさ-1～+1 周波数：9 kHz、10 kHz 毎に 10 kHz 以上 90 kHz 以下、100 kHz 毎に 100 kHz 以上 900 kHz 以下、1 MHz 毎に 1 MHz 以上 9 MHz 以下、10 MHz 毎に 10 MHz 以上 30MHz 以下 基本料金（指定校正点数を含む。） 1 校正器物を追加する毎に加算する料金	127,000 円 41,300円
	同軸、PC3.5 散乱パラメータの大きさ-1～+1 周波数：0.1 GHz 毎に 0.1 GHz 以上 33 GHz 以下 基本料金（指定校正点数を含む。） 1 校正器物を追加する毎に加算する料金	160,800 円 111,200円
	同軸、PC3.5 散乱パラメータの大きさ-1～+1 周波数：9 kHz、10 kHz 毎に 10 kHz 以上 90 kHz 以下、100 kHz 毎に 100 kHz 以上 900 kHz 以下、1 MHz 毎に 1 MHz 以上 9 MHz 以下、10 MHz 毎に 10 MHz 以上 90 MHz 以下、0.1 GHz 毎に 0.1 GHz 以上 33 GHz 以下 基本料金（指定校正点数を含む。） 1 校正器物を追加する毎に加算する料金	199,000 円 151,000円
	同軸、Type-N50 散乱パラメータの大きさ-1～+1 周波数：9 kHz、10 kHz 毎に 10 kHz 以上 90 kHz 以下、100 kHz 毎に 100 kHz 以上 900 kHz 以下、1 MHz 毎に 1 MHz 以上 9 MHz 以下、10 MHz 毎に 10 MHz 以上 30 MHz 以下 基本料金（指定校正点数を含む。） 1 校正器物を追加する毎に加算する料金	127,000 円 41,300円
	同軸、Type-N50 散乱パラメータの大きさ-1～+1 周波数：10 MHz 毎に 40 MHz 以上 90 MHz 以下、0.1 GHz 毎に 0.1 GHz 以上 18 GHz 以下、及び 45 MHz、2.45 GHz	

	基本料金（指定校正点数を含む。）	163,700円
	1 校正器物を追加する毎に加算する料金	86,800円
	同軸、Type-N50 散乱パラメータの大きさ-1～+1 周波数：9 kHz, 10 kHz毎に10 kHz以上90 kHz以下, 100 kHz毎に100 kHz以上900 kHz以下, 1 MHz毎に1 MHz以上9 MHz以下, 10 MHz毎に10 MHz以上90 MHz以下, 0.1 GHz毎に0.1 GHz以上18 GHz以下, 及び45 MHz, 2.45 GHz	177,500円
	基本料金（指定校正点数を含む。）	66,500円
	1 校正器物を追加する毎に加算する料金	
	同軸、PC7 散乱パラメータの大きさ-1～+1 周波数：9 kHz, 10 kHz毎に10 kHz以上90 kHz以下, 100 kHz毎に100 kHz以上900 kHz以下, 1 MHz毎に1 MHz以上9 MHz以下, 10 MHz毎に10 MHz以上30 MHz以下	122,700円
	基本料金（指定校正点数を含む。）	39,000円
	1 校正器物を追加する毎に加算する料金	
	同軸、PC7 散乱パラメータの大きさ-1～+1 周波数：0.01 GHz毎に0.04 GHz以上0.09 GHz以下, 0.1 GHz毎に0.1 GHz以上18.0 GHz以下, 及び0.045 GHzと2.45 GHz	152,100円
	基本料金（指定校正点数を含む。）	60,800円
	1 校正器物を追加する毎に加算する料金	
	同軸、PC7 散乱パラメータの大きさ-1～+1 周波数：9 kHz, 10 kHz毎に10 kHz以上90 kHz以下, 100 kHz毎に100 kHz以上900 kHz以下, 1 MHz毎に1 MHz以上9 MHz以下, 0.01 GHz毎に0.01 GHz以上0.09 GHz以下, 0.1 GHz毎に0.1 GHz以上18 GHz以下及び0.045 GHzと2.45 GHz	172,500円
	基本料金（指定校正点数を含む。）	

	1 校正器物を追加する毎に加算する料金	66,800 円
	同軸, PC7 又は Type-N50 機械 S パラメータ Sii 実数部: -0.1 以上 0.1 以下、虚数部: -0.1 以上 0.1 以下 Sij 実数部: -1.0 以上 1.0 以下、虚数部: -1.0 以上 1.0 以下 周波数: 10 MHz 以上 100 MHz 以下 / 10 MHz 毎, 100 MHz 以上 18 GHz 以下 / 100 MHz 毎)	846,300 円
	同軸, PC3.5 機械 S パラメータ Sii 実数部: -0.1 以上 0.1 以下、虚数部: -0.1 以上 0.1 以下 Sij 実数部: -1.0 以上 1.0 以下、虚数部: -1.0 以上 1.0 以下 周波数: 10 MHz 以上 100 MHz 以下 / 10 MHz 毎, 100 MHz 以上 33 GHz 以下 / 100 MHz 毎)	846,300 円
ピストン減衰器	校正範囲が 30 MHz, 100 dB 以下のもの 3 校正点まで 1 校正点を追加する毎に加算する料金	211,700 円 18,300 円
可変減衰器 (同軸)	(マニュアル可変減衰器) 校正範囲: 周波数 (0.01, 0.03, 0.06, 0.1, 0.5, 1, 5, 10, 12) GHz、減衰量: 100 dB 以下 上記周波数を除く 0.01 GHz 以上 12 GHz 以下、減衰量: 80 dB 以下 周波数: 12 GHz を超え 40 GHz 以下、減衰量: 60 dB 以下 3 周波数各 3 校正点まで 同周波数 1 校正点を追加する毎に加算する料金 1 周波数を追加 (3 校正点含む) する毎に加算する料金	423,400 円 18,300 円 97,700 円

	<p>(プログラマブル可変減衰器)</p> <p>校正範囲：周波数 (0.01, 0.03, 0.06, 0.1, 0.5, 1, 5, 10, 12, 15, 18) GHz 減衰量 110 dB 以下</p> <p>上記周波数を除く 0.01 GHz 以上 18 GHz 以下、減衰量：80 dB 以下</p> <p>周波数：18 GHz を超え 40 GHz 以下、減衰量：60 dB 以下</p> <p>5 周波数各 5 校正点まで</p> <p>同周波数 1 校正点を追加する毎に加算する料金</p> <p>1 周波数を追加 (5 校正点含む) する毎に加算する料金</p>	<p>432,400 円</p> <p>6,700 円</p> <p>75,500 円</p>
	<p>(プログラマブル可変減衰器)</p> <p>校正範囲：周波数 40 GHz を超え 50 GHz 以下、減衰量：60 dB 以下</p> <p>1 周波数 5 校正点まで</p> <p>同周波数 1 校正点を追加する毎に加算する料金</p>	<p>118,800 円</p> <p>13,500 円</p>
同軸可変移相器	<p>(プログラマブル可変移相器)</p> <p>周波数 0.01 GHz 以上 1 GHz 以下、損失 60 dB 以下、移相量 0° 以上 360° 以下</p> <p>1 周波数 5 校正点まで</p> <p>同周波数 1 校正点を追加する毎に加算する料金</p>	<p>118,800 円</p> <p>13,500 円</p>
同軸固定減衰器	<p>校正範囲：周波数 10 MHz 以上 1 GHz 以下、減衰量：80 dB 以下</p> <p>(100 MHz 以下は 10 MHz 毎、100 MHz を超え 1 GHz 以下は 100 MHz 毎の 19 校正点)</p> <p>周波数 1 GHz 以上 18 GHz 以下、減衰量：80 dB 以下</p> <p>(1 GHz 毎の 18 校正点)</p>	<p>71,700 円</p>

	校正範囲：周波数 18 GHz 以上 40 GHz 以下、減衰量：60 dB 以下 (1 GHz 毎の 23 校正点)	89,700 円
高周波雑音発生装置		623,100 円
レーザービーム用熱型光パワー測定装置	外部共振器形半導体レーザー：波長 405 nm 帯、パワー 50 μ W 以上 10 mW 以下 1 校正点を追加する毎に加算する料金	118,900 円 12,000 円
	Ar レーザ：波長 488 nm, 515 nm において、パワーレベル 10 mW 以上 200 mW 以下 1 校正点を追加する毎に加算する料金	202,000 円 30,000 円
	He-Ne レーザ：波長 633 nm において、パワーレベル 50 μ W 以上 10 mW 以下 1 校正点を追加する毎に加算する料金	166,900 円 19,700 円
	半導体レーザー：波長 1 550 nm において、パワーレベル 50 μ W 以上 1 mW 以下 1 校正点を追加する毎に加算する料金	169,100 円 20,000 円
固定長エレメント型のダイポールアンテナ	校正範囲が周波数 30 MHz 以上 1 GHz 以下のもの	888,800 円
広帯域アンテナ	バイコンカルアンテナ 電磁波の周波数が 30 MHz 以上 300 MHz 以下 (5 MHz 間隔で 55 周波数)	141,800 円
	ログペリオディックアンテナ 電磁波の周波数が 300 MHz 以上 1 GHz 以下 (10 MHz 間隔で 71 周波数)	141,800 円
	ボウタイアンテナとログペリオディックアンテナの複合アンテナ 周波数：30 MHz 以上 300 MHz 以下 (5 MHz 間隔で 55 周波数), 300 MHz 以上 1 000 MHz 以下 (10 MHz 間隔で 71 周波数)	141,800 円

ループアンテナ	直径 10 cm パッシブ型ループアンテナ 周波数：9 kHz ～ 30 MHz（基本 113 点；9 kHz～20 kHz を 1 kHz 間隔， 20 kHz～150 kHz を 5 kHz 間隔， 150 kHz～1 MHz を 50 kHz 間隔， 1 MHz～30 MHz を 500 kHz 間隔 9 kHz ～ 30 MHzの周波数範囲内であり上記以外の校正点 1 周波数点を追加ごとに	507,200 円 23,500円
電界プローブ	電磁波の周波数が20 MHz以上2 GHz以下の場合において、電位の強さが10 V/mのもの 1 軸23 周波数につき 同一プローブの 1 軸の追加23 周波数	321,300円 124,800円
光電検出器	波長：1 310 nm又は1 550 nm 電力：1 mW 校正範囲が9 dB以上90 dB以下のもの	117,700 円
分光放射照度標準電球	重水素ランプ 波長範囲200 nm以上400 nm以下	497,700円
分光応答度校正用シリコンフォトダイオード	波長：200 nm 以上 1 150 nm 以下	252,000 円
InGaAs フォトダイオード	波長：800 nm 以上 1 650 nm 以下	237,900 円
照度応答度標準受光器	校正範囲：1 lx 以上 3 000 lx 以下 1 校正器物を追加する毎に加算する料金	151,700 円 47,700 円
分光全放射束標準光源	波長範囲：360 nm 以上 830 nm 以下、5 nm 間隔 1 校正器物を追加する毎に加算する料金	368,100 円 100,600 円
軟エックス線用電離箱式照射線量計	軟エックス線用電離箱式照射線量計（6 校正点を含む）	280,000円
中硬エックス線用電離箱式照射線量計	校正定数を含む校正点追加 校正定数を含まない特性試験追加	17,900円 10,700円
ガンマ線用電離箱式照射線量計 (放射線線量計)	中硬エックス線用電離箱式照射線量計（6 校正点を含む） 校正定数を含む校正点追加	325,200円 21,700円

	校正定数を含まない特性試験追加	13,000円
	ガンマ線用電離箱式照射線量計（大ガンマ線源、6校正点を含む） 1校正点を追加する毎に加算する料金	248,300円 28,800円
	ガンマ線用電離箱式照射線量計（小ガンマ線源、6校正点を含む） 1校正点を追加する毎に加算する料金	219,700円 24,000円
	コバルト60ガンマ線用電離箱式水吸収線量計（1校正点含む） 1校正点を追加する毎に加算する料金	115,000円 28,800円
	コバルト60ガンマ線用電離箱式水吸収線量計（1校正点含む）とガンマ線用電離箱式照射線量計（大ガンマ線源、6校正点を含む）の同時依頼 1校正点を追加する毎に加算する料金	333,200円 28,800円
	医療用リニアック高エネルギー光子線用電離箱式水吸収線量計（3校正点（公称加速電圧6MV, 10MV, 15MV）を含む） 1校正点を追加する毎に加算する料金	212,500円 28,200円
熱中性子測定器	熱中性子フルエンス率： $50\text{cm}^{-2}\cdot\text{s}^{-1}$ 以上 $10\,000\text{cm}^{-2}\cdot\text{s}^{-1}$ 以下	127,400円
中性子放出率測定器	中性子放出率 中性子線源（ ^{241}Am -Be、 ^{252}Cf ） 校正範囲：中性子放出率 $1\,000\text{ s}^{-1}$ 以上 $10\,000\,000\text{ s}^{-1}$ 以下	79,600円
β 線用測定器 （ β 線吸収線量測定器）	外挿電離箱及び電離箱式吸収線量計（校正点1点） 1校正点を追加する毎に加算する料金	99,800円 14,800円
ヨウ素125用井戸型電離箱式照射線量計	密封小線源の基準空気カーマ率を測定するもの 1個追加する毎に加算する料金	114,500円 76,400円
イリジウム192用井戸型電離箱式線	校正範囲が空気カーマ率について 5 mGy/h 以上 70 mGy/h 以下のもの（1校正点を含む）	174,300円

量計		
標準線源付加圧型電離箱 ガンマスペクトロメータ 液体シンチレーションカウンタ 荷電粒子測定装置 (放射能測定装置) (遠隔校正)	標準線源付加圧型電離箱	42,700 円
	ガンマ線スペクトロメータ	40,200 円
	液体シンチレーションカウンタ	517,000 円
	荷電粒子測定装置	25,200 円
	初期設定	10,200 円
減速材付中性子検出器	中性子のエネルギーが 144 keV、565 keV 又は 5.0 MeV のもの 1 校正点を追加する毎に加算する料金	160,300 円 116,200 円
	中性子のエネルギーが 14.8 MeV のもの 1 校正点を追加する毎に加算する料金	147,400 円 100,400 円
	中性子線源の種類が ²⁴¹ Am-Be または ²⁵² Cf のもの 同じ線源で 1 校正点を追加する毎に加算する料金	123,200 円 112,900 円
赤外放射温度計	校正範囲が -30 °C以上100 °C以下のもの (1 校正点含む) 1 校正点を追加する毎に加算する料金	98,500 円 53,300 円
	校正範囲が 100 °C以上160 °C以下のもの (1 校正点含む) 1 校正点を追加する毎に加算する料金	95,900 円 54,900 円
貴金属熱電対	銀点 (961.78 °C)	297,300 円
	銅点 (1 084.62 °C)	297,500 円
	パラジウム点 (1 554 °C)	289,600 円
白金抵抗温度計	銀点 (961.78 °C)	378,400 円
	アルミニウム点 (660 °C)	302,700 円
	アルゴン点 (-189 °C)	265,200 円

露点計	校正範囲が露点で-10℃以上 85℃以下のもの	141,900 円
	1 校正点を追加する毎に加算する料金	41,900 円
	校正範囲が露点で-70℃以上-10℃未満のもの	257,400 円
	1 校正点を追加する毎に加算する料金 (最大校正点 7 点まで)	51,400 円
ロックウェル硬さ標準片	校正範囲が 20 HRC 以上 65 HRC 以下のもの	
	1 校正点 (ひとつの試験条件で標準片に付与される校正值) につき	53,100 円
	1 校正点追加 (校正值の数に依存し、標準片の数にはよらない) につき	12,600 円
ビッカース硬さ標準片	校正範囲が 200 HV 以上 900 HV 以下のもの	
	1 校正点 (ひとつの試験条件で標準片に付与される校正值) につき	70,400 円
	1 校正点追加 (校正值の数に依存し、標準片の数にはよらない) につき	21,100 円

別表第4

対象計量器	検定検査規則第30条の2で定める機関
非自動はかり	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人製品評価技術基盤機構から国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準に適合している旨の認定(計量法第71条第1項第1号の技術上の基準に係る試験に係るものに限る。)を受けた試験所^{※1} ・国際法定計量機関の加盟国の型式承認機関(型式の承認等に必要な技術的能力を持つものとして経済産業大臣が適切であると認めた機関に限る)^{※2}
自動車等給油メーター	<ul style="list-style-type: none"> ・国際法定計量機関の加盟国の型式承認機関(型式の承認等に必要な技術的能力を持つものとして経済産業大臣が適切であると認めた機関に限る)^{※2}

※1 独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページ(ASNITE認定事業者一覧)を参照

※2 経済産業省のホームページ(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十条の二第一項第二号の規定に基づき、型式の承認等に必要な技術的能力を持つものとして経済産業大臣が認める国際法定計量機関の加盟国の型式承認機関)を参照

承認通知書

申請者 へ

国立研究開発法人産業技術総合研究所

年 月 日付で申請のありました下記の特定制量器の型式は、計量法（平成4年法律第51号）第77条第2項（第81条第2項、第89条第3項）に規定する基準に適合するので承認します。

記

1 申請者の名称、代表者名及び所在地

2 特定制量器の種類及び型式

3 承認番号

4 型式の承認の有効期間満了の日 年 月 日

承認型式軽微変更届出書

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

申請者 住所
氏名 印

下記の特定計量器に承認型式の軽微な変更を加えたので、国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程（16規程第38号）第14条に基づいて、届出します。

記

1 承認を受けた型式

- (1) 承認番号
- (2) 種類
- (3) 型式又は能力

2 変更を加えた事項

3 変更箇所に係る図面

図名	頁番号	図面の変更又は追加の別

製造事業者（輸入事業者）（外国製造事業者）型式承認申請書記載事項変更
届

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

届出者 住 所
氏 名 印

記

下記のとおり変更があったので、計量法第79条1項（第81条第3項又は第89条第4項において準用する第79条第1項）の規定により、届出します。

1. 変更内容

記載例	代表者の変更	
	住所の変更	それぞれ、旧と新を記入
	社名の変更	

2. 変更の事由

記載例 本社移転のため

備考（別紙としても可）

型式承認リスト（過去に承認されたもの全て記入）

記載例 型式承認 第X 号 アネロイド型圧力計

jcass校正申請書

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 殿

(申請者)

名 称

住 所

(上記が証明書の発行先になります)

計量法（平成4年法律第51号）第136条第1項に基づく証明書の交付を受けたいので、下記の計量器について特定標準器による校正を申請します。

1 校正を受けようとする器物の内容

計量器(器物)の名称及び数量

計量器の製造者名

型式及び器物番号（識別記号）

校正点

2 校正を受けようとする場所

3 手数料

4 その他 担当者名及び連絡先

TEL :

FAX :

E-mail:

計量器（器物）確認書

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 殿

計量器（器物）の名称及び数量 台

計量器の製造者名

型式及び器物番号（識別記号）

計量器の確認

- 計量器の基本的事項の確認により、受入可能と判断しました。

状態に関する特記事項

- 計量器の基本的事項の確認により、受入不可能と判断しました。

上記のとおり計量器の確認をいたしました。

校正担当確認者

申請担当者



校正証明書

依頼者名
依頼者住所
校正実施場所
特定二次標準器名
製造者名
型式・器物番号

校正方法
校正実施条件
校正結果

受付年月日 年 月 日
校正実施年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

以上に相違ないことを証明する

校正責任者
計量標準総合センター
署名
(校正責任者名)

発行日 年 月 日

発行者
東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

国立研究開発法人
産業技術総合研究所

理事長 印

(別紙目次)

- 別紙 1 (タクシメーター)
- 別紙 2-1 (非自動はかり・検出部が電気式)
- 別紙 2-2 (非自動はかり・機械式はかり)
- 別紙 3 (分銅類)
- 別紙 4 (ガラス製温度計)
- 別紙 5 (ガラス製体温計)
- 別紙 6 (抵抗体温計)
- 別紙 7 (皮革面積計)
- 別紙 8 (水道メーター)
- 別紙 9 (温水メーター)
- 別紙 10-1 (燃料油メーター (自動車等給油メーター))
- 別紙 10-2 (燃料油メーター (小型車載燃料油メーター))
- 別紙 10-3 (燃料油メーター (大型車載燃料油メーター))
- 別紙 10-4 (燃料油メーター (簡易燃料油メーター))
- 別紙 10-5 (燃料油メーター (微流量燃料油メーター))
- 別紙 10-6 (燃料油メーター (定置燃料油メーター))
- 別紙 11 (液化石油ガスメーター)
- 別紙 12 (ガスメーター)
- 別紙 13 (量器用尺付きタンク)
- 別紙 14 (密度浮ひょう)
- 別紙 15 (アネロイド型圧力計)
- 別紙 16-1 (機械式アネロイド型血圧計)
- 別紙 16-2 (電気式アネロイド型血圧計)
- 別紙 17 (積算熱量計)
- 別紙 18 (振動レベル計)
- 別紙 19 (ジルコニア式酸素濃度計等)
(酸素濃度計の場合 (磁気式 : 磁気、ジルコニア式 : ジルコ))
- 別紙 20 (ガラス電極式水素イオン濃度検出器)
- 別紙 21 (ガラス電極式水素イオン濃度指示計)
- 別紙 22 (酒精度浮ひょう)
- 別紙 23 (浮ひょう比重計)
- 別紙 24 (騒音計)
- 別紙 25 (照度計)
- 別紙 26 (自動はかり・自動捕捉式はかり)

別紙1 (タクシーメーター)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 外観・寸法、材質及び表記	外観色の変更	1) 計量性能に影響を及ぼさない形状・寸法・材質の変更 2) 表記に関わるレイアウトの変更、及び文字の追加	計量性能に影響を及ぼす材質の変更	
	備考 1) 外観色の変更：変更色については塗料・材料色 2) 筐体寸法の変更：原則的に計量性能に影響ないものとする。しかし、この変更に伴い電氣的妨害による計量性能への影響及び計量性能に影響があると判断した場合はこの限りではない。 3) 材質の変更：計量性能に影響のない変更は届出、材質素性の変更により計量性能に影響があるものについては一部の試験を実施する。 <事例> 金属→樹脂、樹脂→金属の変更 (塗装材質も含む) 4) 表記：計量法で定められた、表記事項に係わるもの。タリフ操作部の名称表示は表記事項には含まない。文字・数字・記号については、レイアウトも含めて承認図書に記載する。			
2 操作部		1) 計量性能に影響を及ぼさない形状・寸法・材質の変更 2) スイッチの構造変更		
	備考 1) 操作部はタクシーメーターのタリフ操作部とする。その他の設定スイッチ等は該当しない。 2) 電子回路の変更を伴う操作部の変更は、「5 ハードウェア」により判断する。 3) ソフトウェア制御による既スイッチ配置変更、スイッチのハードロックからソフトロックへの変更は、「4 ソフトウェア」により判断する。 4) スイッチの構造変更 (ノブ・押しボタン・タッチパネル等) は、「5 ハードウェア」により判断する。			
3 表示部	1) 表示色の変更 2) 承認された範囲の配置変更 3) 承認された範囲の表示桁数の増加	表示寸法の変更		
	備考解説 1) 表示は、運賃、料金及びタリフ定数の表示に係わるものとする。 2) あらかじめ承認された範囲の変更 (配置及び表示桁数の増加) は届出不要とする。 3) ハードウェアの変更を伴わない表示寸法の変更は届出とする。 4) ソフトウェア制御による表示配置の変更は、「4 ソフトウェア」にて判断する。 5) 表示原理を変更する場合 (LCD (液晶)・LED (発光ダイオード)・プラズマ等への変更) は、「5 ハードウェア」にて判断するが、原則的に電氣的妨害による計量性能への影響があると考え試験を実施する。 6) 表示桁数変更、ハード変更を伴うものは「5 ハードウェア」にて判断する。			
4 ソフトウェア	承認図書に記載された範囲の定数の変更	計量性能に係わらない機能の変更及び追加 (ハードウェアに係わらない)	計量性能に係わる機能の変更及び追加 (ハードウェアに係わらない)	
	備考 1) タクシーメーターのソフトウェア全般として定義する。 2) 運賃計算等に係るプログラム (JIS D 5609 :2014 5.1及び5.10に係わるもの) の変更は、計量性能に影響のある変更として試験を実施する。なお、個々の事例については産総研と協議する。 3) 計量性能に影響のないプログラムの変更については、原則的に届出扱いと			

	<p>するが、個々の事例について産総研と協議する。</p> <p>4) 計量性能に係わるかの判断は、「JIS D 5609 :2014 解説5 c) 3) 3.1) 1 解説図1」による。</p> <p>5) 承認図書に記載された範囲の定数の変更及び追加（距離・料金）【割増率（割引率）・消費税率を含む】は届出不要</p>		
5 ハードウェア		<p>1) セカンドソースの追加</p> <p>2) 微少な基板や回路変更でかつ、計量性能に影響が無い変更（計量性能に影響が無いと判断できる技術的根拠資料によるものを含む）</p>	<p>プリント基板パターンの変更・回路変更・部品の追加</p>
	<p>備考</p> <p>1) タクシーメーターのハードウェア全般として定義する。</p> <p>2) 個々の事例については産総研と協議する。</p>		
6 外部出力信号及び分離することのできる表示機構		<p>1) 通信仕様の変更の伴わない分離することが出来る表示機構の追加</p> <p>2) 届出されていない新たな外接機器の追加</p>	
	<p>備考</p> <p>1) インターフェースについては分離することができる表示機構・認定機器・（外接機器）が既に有ることを前提とする。また、インターフェースはメーターに分離することができる表示機構・認定機器・（外接機器）を接続するものと、これらの機器同士を接続するためのものをいう。</p> <p>2) 通信仕様の変更の伴わない分離することができる表示機構・認定機器・（外接機器）の変更については、メーカーデータの採用、サンプルの提出、又は認定試験で認定されたものは成績書の写しを提出する。</p> <p>3) 通信仕様の変更（軽微変更承認）は、RS232Cをカレントループ、TTL等に変更。（ただし、あらかじめ承認された「同一型式で既承認」のものを除く）。認定試験に該当する機器側のインターフェースの追加及び変更は、認定試験で取り扱う。</p> <p>4) インターフェースの追加及び変更は、「4 ソフトウェア」及び「5 ハードウェア」により判断する。ただし、インターフェースの追加は、「5 ハードウェア」にて判断を行うこととするが、電氣的妨害による計量性能への影響があると考えられることから試験を実施する。ここで、「分離することができる表示機構」とは、計量結果を表示するもの。</p> <p><事例>プリンター（距離表示付）</p> <p>「外接機器」とは、計量結果を伴わないものをいい、型式承認対象外と扱う。</p> <p><事例>プリンター・ETC・デビットカード・クレジットカード判別機器・プリペイドカード判別機器、データ出力機器等</p>		
7 印字装置（タリフ定数を印字するもの）		機種	機種の追加
	<p>備考</p> <p>1) 印字装置（タリフ定数を印字するもの）とは、承認製造事業者が認めたものが接続されることを基本とし、図面に型式名、通信仕様等を記載する。</p>		
8 封印		原理の変更を伴わない封印の変更及び追加	原理の変更を伴う封印の変更及び追加
	<p>備考</p> <p>1) 原理の変更とは、「機械的封印から電子的封印への変更」及び「電子的封印から機械的封印への変更」を指す。</p> <p>2) 原理を伴わない、封印の材質変更、電子的封印の仕様変更は、変更届出に該当。（ただし、封印効果が得られることが前提であり、必要に応じてサンプルを届出時に添付して提出する。）</p>		

別紙2-1 (非自動はかり・検出部が電気式)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
基本的な考え方	既に承認された型式から計量性能の部分に変更又は追加が生じない型式の変更	既に承認された型式から計量性能の部分に変更又は追加が生じた場合であって、JIS B 7611-2 :2015に規定された試験を全く実施する必要がない型式の変更 (上記の内容であっても、承認型式の項目1、2又は新規型式の項目3のいずれかに該当する場合には、その型式承認の種類が適用される)	既に承認された型式から計量性能の部分に変更又は追加が生じた場合であって、JIS B 7611-2 :2015に規定された試験のうち、一部を実施する必要がある型式	JIS B 7611-2 :2015に規定されたすべての試験を実施する必要がある型式
1 精度等級		下位の精度等級の追加 (試験を要する場合は承認型式となる)	上位の精度等級の追加	
2 ひょう量及び目量				
1) ひょう量の範囲	同一の機種において、承認されたひょう量範囲内の、ひょう量の追加	承認された範囲内での機種の追加	承認されたひょう量範囲を超える、ひょう量の追加 (ただし、JIS B 7611-2 :2015の5.10.4.3 3) の要件を満たすことを条件に、同一型式の軽微変更届出を要する区分となる場合がある)	
2) 目量の数	同一の機種において、承認された目量の数の減少	承認された範囲内での機種の追加	目量の数の増加	
3) 目量	同一の機種において、承認された最小の目量より大きな目量の追加	承認された範囲内での機種の追加	承認された最小の目量より小さな目量の追加	
4) 実目量		承認された範囲内での機種の追加	1) 承認された範囲を超える実目量の追加 2) 実目量の新たな追加	
3 荷重変換方式				変換方式の変更又は追加
4 検出部の計量性能				
1) 材料及び寸法		承認された種類・範囲内で変更又は追加	承認された種類・範囲を超える変更又は追加	
2) 荷重支持点		承認された範囲内での変更	承認された範囲を超える変更・追加	
3) 載せ台	承認された範囲内での寸法又は形状の変更	承認された範囲を超える寸法又は形状の変更 (偏置荷重などの試験を全く実施する必要がない場合に限る)	承認された範囲を超える寸法又は形状の変更	
4) 検出器の仕様		承認された範囲内での仕様の変更	承認された範囲を超える仕様の変更 (特にひずみゲージ付きアナログロードセルにあっては、最小入力感度(μ V/e)をより小さく変更する場合)	

5 電子回路	同等若しくは同等以上の特性を有する部品の交換 (特性がハンドブック又は規格表等で容易に確認が取れることを条件とする)	計量性能に影響のない回路の変更	計量性能を維持するための回路又は制御アルゴリズムの変更	
6 周辺装置等	承認されたインターフェースの仕様を変更しない接続可能な周辺装置の変更又は追加 (計量値を表示及び印字しない又はインターフェースを通じて周辺装置から特定計量器に信号を送らないものに限る)	インターフェースの変更又は追加 (計量値を表示及び印字しない又はインターフェースを通じて周辺装置から特定計量器に信号を送らないものに限る)	インターフェースの変更又は追加	
7 外観	計量性能に影響を及ぼさない部分のデザインの変更(形状、寸法、材質、レイアウト及び色彩等)	計量性能に影響を及ぼさない部分の承認された範囲からは、およそ同一の外観と推定できないような大きなデザインの変更(形状、寸法、材質及びレイアウト等)	承認された範囲からは、およそ同一の外観と推定できないような大きなデザインの変更(形状、寸法、材質及びレイアウト等)	
8 電源	同一の電源であって、承認された範囲内での電圧の変更	承認された範囲内での同一の電源の追加(ただし、検出部とともに計量性能を確認する必要がないものに限る)	承認された範囲を超える電源の追加(電源方式の変更又は追加も含む)	
9 温度範囲		承認された範囲内での温度範囲の変更	承認された温度範囲の上限又は下限の温度の拡大	
10 多目量はかり又は複目量はかり		承認された範囲内での多目量はかり又は複目量はかりの仕様の追加	承認された範囲を超える多目量はかり又は複目量はかりの仕様の追加(新たな多目量はかり又は複目量はかり仕様の追加も含む)	
11 はかりの機能	同一の機種において、承認された範囲内での機能の変更	機能の追加又は能力の変更(試験を実施する必要がない場合に限る)	機能の追加又は能力の変更(特に風袋引き装置、零点設定装置の場合は試験が必要となる)	
12 ソフトウェア (電気式はかりにおける試験レベルHに限る)	計量性能に影響しないソフトウェアの変更又は追加(ソフトウェアの識別番号に影響しない場合に限る)	計量性能に影響するソフトウェアの変更又は追加(ソフトウェアの識別番号は変更されるが、上記の軽微変更届出を要する1~11のように試験を実施する必要がない場合に限る)	計量性能に影響するソフトウェアの変更又は追加(ソフトウェアの識別番号が変更され、上記の承認型式1~11のような試験を実施する場合)	計量アルゴリズムの変更
備考 計量性能とは、特定計量器検定検査規則第127条で引用されるJIS B 7611-2:2015の要件を満たすものとする。				

別紙2-2 (非自動はかり・機械式はかり)

項 目	届出の可否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 精度等級		下位の精度等級の追加 (試験を要する場合は承認型式となる)	上位の精度等級の追加	
2 ひょう量及び目量 1) ひょう量の範囲	同一の機種において、承認されたひょう量範囲内での、ひょう量の追加	承認された範囲内での機種の追加	承認されたひょう量範囲を超える、ひょう量の追加	
2) 目量の数	同一の機種において、承認された目量の数の減少	承認された範囲内での機種の追加	目量の数の増加	
3) 目量	同一の機種において、承認された最小の目量より大きな目量の追加	承認された範囲内での機種の追加	承認された最小の目量より小さな目量の追加	
3 荷重変換方式				変換方式の変更又は追加
4 計量性能 1) 材料及び寸法 1-1) ばね			ばねの材料及び寸法 (巻数、ばね乗数を含む)	
1-2) 制温装置			1) 制温装置付きから制温ばねへの変更 2) 制温装置構造 (計量に影響のある寸法・材質の変更含む)	
1-3) 指示伝達部		ラック及びピニオンの材質の変更 (耐久性を含む計量特性に影響がない場合)	1) ラック及びピニオンの形状 (歯形を含む)、歯数、材質及び寸法の変更 2) ピニオンの軸及び軸受けの構造、材質及び寸法の変更	
1-4) 荷重伝達部		荷重伝達部の材質の変更 (耐久性を含む計量特性に影響のない場合)	1) 荷重伝達部の構造の追加 2) リンク又はこの連結部の方式、構造、材質及び寸法の変更 3) 被計量物により荷重を受けているこの材質、構造及び寸法の変更 (この連結部間の長さを除く)	
1-5) 目盛板		1) 目盛板の材質の変更 2) 目盛板の表記の変更 3) 目盛板の形状の変更 4) 目盛板の標識の変更	1) 目盛板の変更のみによるひょう量又は目量の変更 (試験を要しないものは軽微変更届出とする) 2) 目盛板の目盛線の変更	
2) 荷重指示方式及び外部てこ比 (てこ比は最大てこ比の宣言により決定)		1) ひょう量/目量の変更を伴わない指示方式の変更 2) てこ比の変更 (承認された入力感度以上に限る)	1) ひょう量/目量の変更を伴う指示方式の変更 2) 承認されたてこ比を超えるてこ比の変更	
3) 風袋引き機構		作動範囲の減少	作動範囲の増加	
4) 載せ台		承認された範囲内の寸法及び形状の変更	承認された範囲を超える寸法及び形状の変更	

			または追加	
5 外観	計量性能に影響を及ぼさない部分のデザインの変更(形状、寸法、材質、レイアウト及び色彩等)	計量性能に影響を及ぼさない部分の承認された範囲からは、およそ同一の外観と推定できないような大きなデザインの変更(形状、寸法、材質及びレイアウト等)	承認された範囲からは、およそ同一の外観と推定できないような大きなデザインの変更(形状、寸法、材質及びレイアウト等)	
備考				

別紙3 (分銅類)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 表記	表記内容の変更			
2 材質				変更
3 形状	部分的な変更(ノック)			外観形状が異なる場合 (つかみ、直径・高さの 比が大幅に異なる等)
4 表示加工			メッキ、塗装等の処理 の変更	

別紙4 (ガラス製温度計)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 材質	性能が変わらない範囲の成分の変更			1) ガラスの種類の変更 2) 性能が変わる場合のガラス成分の変更 (ガラスに固有名詞がないもの)
2 構造	1) 三欄以外の表記内容の変更 2) わずかな外観の変更	1) 計量法及びOEMに関係する表記の変更 2) 外観が大きく変わる場合の変更		
3 感温液		感温液の変更		
4 温度範囲		承認された最高温度内での変更		最高温度が変わる場合の変更 (+10°C以上)
5 目量		目量の変更		
6 その他	表中に規定していないものの変更			

別紙5 (ガラス製体温計)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 材質	性能が変わらない範囲 の成分の変更			1) ガラスの種類の変更 2) 性能が変わる場合の ガラス成分の変更 (ガ ラスに固有名詞がない もの)
2 構造	1) 三欄以外の表記内容 の変更 2) わずかな外観の変更	1) 計量法及びOEM生 産に関する表記の変 更 2) 外観が大きく変わる 場合の変更 3) 留点の構造の変更		
3 感温液		感温液の変更		
4 目量		目量の変更		
5 その他	規定していないもの の変更			

同一と見なせるガラス製体温計用ガラスの組成

組 成	含有率 (%)
SiO ₂	60~70
Na ₂ O+K ₂ O	13~17
Al ₂ O ₃ + ZnO	7.5~12
CaO	3~8
B ₂ O ₃	1~3
その他	残り

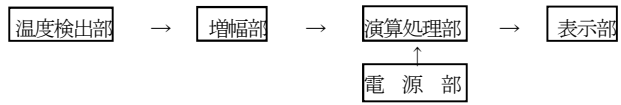
別紙6 (抵抗体温計)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 種類		婦人用から一般用への変更 (目量が同一の場合)	1) 完全防浸形から一部防浸形への変更又はその逆の変更 2) 婦人用以外のものから婦人用への変更	1) 測温部一体形から測温部分離形への変更又はその逆の変更 2) 広範囲用以外のものから広範囲用への変更
2 表す温度		承認された表す温度内での表す温度の変更	表す温度を拡大する変更	
3 目量		婦人用以外のものの0.1度から0.01度への単純な目量の変更	婦人用以外のものの0.01度から0.1度への目量の変更	
4 感温素子	サーミスター定数の変更		耐衝撃性が異なる素子への変更	感温素子の種類の変更 (サーミスターから白金抵抗素子への変更等)
5 原理				温度から電気量への変換方式 (抵抗→周波数から抵抗→電圧の方式への変更)
6 表記事項	三欄以外の変更	表記事項の内容の変更 (計量法及びOEM生産に関するものの変更に限る。)		
7 構造材質	三及び四欄以外の変更	1) 性能に関係しない外観、形状、寸法の大きな変更 (寸法に許容差が示されているものは、その許容範囲を超えた場合) 2) 電源電圧低下及び測定範囲を超えた場合の表示又は警報、予測値である旨の表示方式の変更 3) 測温部の消費電力に関係するものの変更 (検定検査規則第270条第2項により試験を省略できるもの) イ 感温素子の熱容量に関係する寸法及び材質 ロ 感温部の熱容量に関係する材質、構造、寸法 4) その他の変更処理が必要なもの	1) 測温部分離形の感温部と本体の接続方式の変更 2) 防浸構造の変更 イ 材質 ロ 構造 ハ 寸法 3) 衝撃特性に関する回路、構造 (寸法を含む)、材質、素子の変更 イ 感温素子の保護及び取付固定方法に関係するもの ロ 時間計測に関する素子の保護及び取付固定方法に関係するもの ハ その他 4) 応答特性に関するものの変更 イ 感温素子の応答特性に関する寸法及び材質 ロ 感温部の応答特性に関する材質、構造、寸法 5) 測温部の消費電力に関係するものの変更 (検定検査規則第270条第2項により試験を省略できるものを除く) イ 感温素子の熱容量に関係する寸法及び材質 ロ 感温部の熱容量	

			<p>に関する材質、構造、寸法</p> <p>ハ 感温素子に付加される電圧、電流</p>	
8 電気回路	四及び五欄以外の変更		<p>1)回路が同一で基板のパターンを大きく変更する場合(新規型式において同一型式として届け出ているパターンの小規模な変更及び部品の許容値内の移動を除く)</p> <p>2)温度検出部、増幅部、演算処理部の電気回路以外の電気回路の変更</p> <p>イ 表示部の電気回路の変更</p> <p>ロ 電源電圧低下検出部の電気回路の変更</p> <p>ハ その他性能に関する電気回路の変更</p>	<p>1)温度検出部の電気回路の変更</p> <p>2)増幅部(A/D変換を行う部分を含む)の電気回路の変更・演算処理部の電気回路の変更</p> <p>3)電源回路の変更</p>
9 演算処理プログラム	四欄以外の変更		<p>電気量-温度 変換プログラム以外の演算処理プログラムの変更</p> <p>イ 電源電圧低下処理プログラムの変更</p> <p>ロ 測定範囲を超える場合の処理プログラムの変更</p> <p>ハ 予測値のある旨の判断プログラムの変更(予測式のみ)</p> <p>ニ その他性能に関する演算処理プログラムの変更</p>	
10 電気・電子素子	四及び五欄以外の変更		<p>1)液晶、LED等の表示素子の種類変更</p> <p>2)使用されている電気素子(感温素子は除く)のセカンドソースへの変更(同一型式として届け出られているセカンドソースへの変更は除く。)</p> <p>3)その他性能に関する素子の変更</p>	<p>1)CPUの変更</p> <p>2)増幅器(増幅器の抵抗素子等、性能に関するものを含む)の変更</p> <p>3)A/D変換器の変更</p> <p>4)メモリーの変更</p> <p>5)入出力素子の変更</p> <p>6)電源回路に使用されている電気素子の変更(同一型式として届け出られているセカンドソースへの変更は除く。)</p>
11 その他	表中に規定しないものの変更			<p>分離できる表示機構の付加(同一型式として届け出られているものを除く)</p>

備考

- 1) 届け出られている分離できる表示機構の変更に関しては、この表中に示す規定により対処する。
- 2) 信号の流れからみた表中に使用している各部の名称



別紙7 (皮革面積計)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 表記		表記内容の変更		
2 計量範囲			変更(検出部が電気式のもの)	変更(機械式)
3 目量		検出部を変更しない場合	目量を小さくする(アナログ式・デジタル式共検出部の変更を伴う場合)	検出原理を変更する場合
4 周速度			1) 固定式の場合 2) 可変式の場合は最高周速度	
5 検出部			1) 検出原理は変わらず機構の変更(機械式) 2) 単位長さあたりのフォトセンサの数 3) 検出部分間口の変更	1) 検出方式の変更 2) フォトセンサの変更
6 表示機構	表示色、文字の大きさ(デジタル表示)	表示部レイアウトの変更	1) 表示桁数の変更 2) アナログ式をデジタル表示機構に変更又は追加	
7 電気回路			部分的変更	大幅変更
8 外部出力			追加	インターフェースの組み込み
9 外部機器			印字装置、ラベル発行器等の追加	

別紙8 (水道メーター)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する) (注1)
1 計測原理 1) 接線流羽根車式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) 単箱型以外 2) 複箱型以外 3) 基本設計の違う場合 (注2)
2) 縦型軸流羽根車式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		基本設計の違う場合 (注2)
3) 横型軸流羽根車式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) ウォルトマン式以外 2) タービン式以外 3) プロペラ式以外 4) 基本設計の違う場合 (注2)
4) 電磁式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) 励磁方式 2) 基本設計の違う場合 (注2)
5) 副管付式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) 縦型軸流式以外 2) 横型軸流式以外 3) 接線流羽根車式以外 4) 基本設計の違う場合 (注2)
6) 実測式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) 円板型以外 2) ロータリーピストン式以外 3) ローター式以外 4) 基本設計の違う場合 (注2)
2 体積計量部の形状及び寸法		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合	計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	基本設計の違う場合 (注2)
3 表記事項	表記板の色彩・大きさの変更	承認図面以外の変更を加える場合		
4 表示機構	目盛標識の色彩	承認図面以外の変更を加える場合	計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	
5 分離できる表示機構		承認図面以外の変更を加える場合		
6 外観上の変更	塗料・塗色の違い	承認図面以外の変更を加える場合	電気的性能に影響を及ぼす変更及び追加	
7 パルス発信器		承認図面以外の変更を加える場合		
8 電子化計量器 1) 演算方式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合	計測の演算方法の変更により計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	1) 電子式以外 2) 機械式以外 3) 基本設計の違う場合 (注2)
2) 電子基板	承認図面に記載されているセカンドソース部品の変更		基板等の変更により電気的性能に影響を及ぼす変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる (注2) 計量性能に影響を及ぼす変更及び追加であり、個々に判断する				

別紙9 (温水メーター)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する) (注1)
1 計測原理 1) 接線流羽根車式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) 単箱型以外 2) 複箱型以外 3) 基本設計の違う場合 (注2)
2) 縦型軸流羽根車式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		基本設計の違う場合 (注2)
3) 横型軸流羽根車式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) ウォルトマン式以外 2) タービン式以外 3) プロペラ式以外 4) 基本設計の違う場合 (注2)
4) 電磁式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) 励磁方式 2) 基本設計の違う場合 (注2)
5) 実測式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) 円板型以外 2) ロータリーピストン式以外 3) ローター式以外 4) 基本設計の違う場合 (注2)
2 体積計量部の形状及び寸法		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合	計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	基本設計の違う場合 (注2)
3 表記事項	表記板の色彩・大きさの変更	承認図面以外の変更を加える場合		
4 表示機構	目盛標識の色彩	承認図面以外の変更を加える場合	計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	
5 分離できる表示機構		承認図面以外の変更を加える場合		
6 外観上の変更	塗料・塗色の違い	承認図面以外の変更を加える場合	計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	
7 パルス発信器		承認図面以外の変更を加える場合		
8 電子化計量器 1) 演算方式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合	計測の演算方法の変更により計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	1) 電子式以外 2) 機械式以外 3) 基本設計の違う場合 (注2)
2) 電子基板	承認図面に記載されているセカンドソース部品の変更		基板等の変更により電氣的性能に影響を及ぼす変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる (注2) 計量性能に影響を及ぼす変更及び追加であり、個々に判断する				

別紙10-1 (燃料油メーター (自動車等給油メーター))

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験 を要する) (注1)
1 メーター 1) 計量変換器 a) 体積・流量センサ		計量性能に影響のない 変更及び追加		計測原理及び基本設計 が異なる場合
b) 信号変換部		承認図面内の変換方式 で変換部の形式が異なる ものの変更及び追加	承認範囲外の変換方式 で変換部の形式が異なる ものの変更及び追加	
2) 体積表示機構		認定試験を受験してい るものに変更	液晶・LED等の表示素子 の追加及び変更	
2 補助装置 1) 販売時点情報管 理装置		認定試験を受験してい るものに変更	承認内容以外の変更を 加える場合	
2) 1)以外のもの		計量性能に影響のない 変更及び追加	計量性能に影響のある 変更及び追加	
3 付加装置 1) 空気分離器		認定試験を受験してい るものに変更	分離性能に影響のある 変更及び追加	
2) ホース		認定試験を受験してい るものに変更	承認範囲外の変更を加 える場合	
3) ノズル		計量性能に影響のない 構造変更	計量性能に影響のある 構造変更	
4 設置形態の違い				1) 定置型以外 2) ホースリール型以外
5 計量システム				ブレンド計量システム 以外
6 使用最大流量		承認範囲内における使 用最大流量の変更	1) 使用最大流量の変更 が承認範囲外の変更 2) 使用最小流量と使用 最大流量との比が承認 範囲を超える場合	1) 180L/min以下以外 2) 180L/minを超えるも の以外
7 外部接続機器等			1) インターフェースの 追加 2) 通信仕様の変更及び 追加	
8 電子装置を有す る計量システム 1) 電気回路		電気的性能に影響を及 ぼさない電気回路の変 更及び追加	電気的性能に影響を及 ぼす電気回路の変更及 び追加	
2) 回路基板	承認範囲内のセカンド ソース部品の変更	電気的性能に影響を及 ぼさない基板及び部品 等の変更及び追加	電気的性能に影響を及 ぼす基板及び部品等 の変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				

別紙10-2 (燃料油メーター (小型車載燃料油メーター))

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験 を要する) (注1)
1 流量計量部 1) 計測原理		計量性能に影響のない 変更及び追加		計測原理及び基本設計 が異なる場合
2) 口径の違い		計量性能に影響のない 変更及び追加		
3) 流入方向の違い		承認範囲外の流入方向 の変更	取付姿勢により性能が 変化する機種	
2 契約体積自動停 止装置		計量性能に影響のない 停止装置の変更及び追加	1) 停止装置の追加 2) 計量性能に影響を及 ぼす停止装置の変更	
3 空気分離器		認定試験を受験してい るものに変更	認定試験を受験してい ないものへの変更	
4 複合燃料油メー ター		承認範囲内の複合燃料 油メーターの追加及び 変更		
5 発信器及び出力 信号の違い		承認範囲内の変換方式 で変換部の形式が異な る発信器の変更及び追加	承認範囲外のインター フェースの変更及び追加	
6 使用最大流量		承認範囲内における使 用最大流量の変更	1) 使用最大流量の変更 が承認範囲外の変更 2) 使用最小流量と使用 最大流量との比が承認 範囲を超える場合	1) 180L/min以下以外 2) 180L/minを超えるも の以外
7 電子化計量器 1) 電気回路		電気的性能に影響を及 ぼさない電気回路の変 更及び追加	電気的性能に影響を及 ぼす電気回路の変更及 び追加	
2) 回路基板	承認範囲内のセカンド ソース部品の変更	電気的性能に影響を及 ぼさない基板及び部品 等の変更及び追加	電気的性能に影響を及 ぼす基板及び部品等 の変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				

別紙10-3 (燃料油メーター (大型車載燃料油メーター))

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する) (注1)
1 流量計量部 1) 計測原理		計量性能に影響のない変更及び追加		計測原理及び基本設計が異なる場合
2) 口径の違い		計量性能に影響のない変更及び追加		
3) 流入方向の違い		承認範囲外の流入方向の変更	取付姿勢により性能が変化する機種	
2 契約体積自動停止装置		計量性能に影響のない停止装置の変更及び追加	1) 停止装置の追加 2) 計量性能に影響を及ぼす停止装置の変更	
3 発信器及び出力信号の違い		承認範囲内の変換方式で変換部の形式が異なる発信器の変更及び追加	承認範囲外のインターフェースの変更及び追加	
4 使用最大流量		承認範囲内における使用最大流量の変更	1) 使用最大流量の変更が承認範囲外の変更 2) 使用最小流量と使用最大流量との比が承認範囲を超える場合	1) 20m ³ /h以下以外 2) 20m ³ /hを超えるもの以外
5 電子化計量器 1) 電気回路		電気的性能に影響を及ぼさない電気回路の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす電気回路の変更及び追加	
2) 回路基板	承認範囲内のセカンドソース部品の変更	電気的性能に影響を及ぼさない基板及び部品等の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす基板及び部品等の変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				

別紙10-4 (燃料油メーター (簡易燃料油メーター))

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する))	新規型式 (全ての試験を要する) (注1)
1 流量計量部 1) 計測原理		計量性能に影響のない変更及び追加		計測原理及び基本設計が異なる場合
2) 口径の違い		計量性能に影響のない変更及び追加		
3) 流入方向の違い		承認範囲外の流入方向の変更	取付姿勢により性能が変化する機種	
2 契約体積自動停止装置		計量性能に影響のない停止装置の変更及び追加	1) 停止装置の追加 2) 計量性能に影響を及ぼす停止装置の変更	
3 複合燃料油メーター		承認範囲内の複合燃料油メーターの追加及び変更		
4 発信器及び出力信号の違い		承認範囲内の変換方式で変換部の形式が異なる発信器の変更及び追加	承認範囲外のインターフェースの変更及び追加	
5 使用最大流量		承認範囲内における使用最大流量の変更	1) 使用最大流量の変更が承認範囲外の変更 2) 使用最小流量と使用最大流量との比が承認範囲を超える場合	1) 180L/min以下以外 2) 180L/minを超えるもの以外
6 電子化計量器 1) 電気回路		電気的性能に影響を及ぼさない電気回路の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす電気回路の変更及び追加	
2) 回路基板	承認範囲内のセカンドソース部品の変更	電気的性能に影響を及ぼさない基板及び部品等の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす基板及び部品等の変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				

別紙10-5 (燃料油メーター (微量燃料油メーター))

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する))	新規型式 (全ての試験を要する) (注1)
1 流量計量部 1) 計測原理		計量性能に影響のない変更及び追加		計測原理及び基本設計が異なる場合
2) 口径の違い		計量性能に影響のない変更及び追加		
3) 流入方向の違い		承認範囲外の流入方向の変更	取付姿勢により性能が変化する機種	
4) バルブ形状の違い		承認範囲外の変更及び追加		
2 発信器及び出力信号の違い		承認範囲内の変換方式で変換部の形式が異なる発信器の変更及び追加	承認範囲外のインターフェースの変更及び追加	
3 使用最大流量		承認範囲内における使用最大流量の変更	1) 使用最大流量の変更が承認範囲外の変更 2) 使用最小流量と使用最大流量との比が承認範囲を超える場合	1) 30L/h以下以外 2) 30L/hを超えるもの以外
4 電子化計量器 1) 電気回路		電気的性能に影響を及ぼさない電気回路の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす電気回路の変更及び追加	
2) 回路基板	承認範囲内のセカンドソース部品の変更	電気的性能に影響を及ぼさない基板及び部品等の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす基板及び部品等の変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				

別紙10-6 (燃料油メーター (定置燃料油メーター))

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験 を要する) (注1)
1 流量計量部 1) 計測原理		計量性能に影響のない 変更及び追加		計測原理及び基本設計 が異なる場合
2) 口径の違い		計量性能に影響のない 変更及び追加		
3) 流入方向の違い		承認範囲外の変更を加 える場合	取付姿勢により性能が 変化する機種	
2 契約体積自動停 止装置		計量性能に影響のない 停止装置の変更及び追 加	1) 停止装置の追加 2) 計量性能に影響を及 ぼす停止装置の変更	
3 発信器及び出力 信号の違い		承認範囲内の変換方式 で変換部の形式が異な る発信器の変更及び追 加	承認範囲外のインター フェースの変更及び追 加	
4 使用最大流量		承認範囲内における使 用最大流量の変更	1) 使用最大流量の変更 が承認範囲外の変更 2) 使用最小流量と使用 最大流量との比が承認 範囲を超える場合	1) 20m ³ /h以下以外 2) 20m ³ /hを超えるもの 以外
5 電子化計量器 1) 電気回路		電気的性能に影響を及 ぼさない電気回路の変 更及び追加	電気的性能に影響を及 ぼす電気回路の変更及 び追加	
2) 回路基板	承認範囲内のセカンド ソース部品の変更	電気的性能に影響を及 ぼさない基板及び部品 等の変更及び追加	電気的性能に影響を及 ぼす基板及び部品等 の変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				

別紙11 (液化石油ガスメーター)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験 を要する) (注1)
1 流量計量部 1) 計測原理		計量性能に影響のない 変更及び追加		計測原理及び基本設計 が異なる場合
2) 口径の違い		計量性能に影響のない 変更及び追加		
3) 流入方向の違い		承認範囲外の流入方向 の変更	取付姿勢により計量性能 に影響を及ぼす変更 (タービン式)	
2 設置形態の違い				1) 定置式以外 2) 懸垂式以外
3 契約体積自動停止装置		計量性能に影響のない 停止装置の変更及び追加	1) 停止装置の追加 2) 計量性能に影響を及 ぼす停止装置の変更	
4 ガス分離器		認定試験を受験してい るものに変更	認定試験を受験してい ないものへの変更	
5 複合液化石油ガスメーター		承認範囲内の複合液化 石油ガスメーターの追 加及び変更		
6 発信器及び出力 信号の違い		承認範囲内の変換方式 で変換部の形式が異なる 発信器の変更及び追加	承認範囲外のインター フェースの変更及び追加	
7 使用最大流量		承認範囲内における使用 最大流量の変更	1) 使用最大流量の変更 が承認範囲外の変更 2) 使用最小流量と使用 最大流量との比が承認 範囲を超える場合	1) 120L/min以下以外 2) 120L/minを超えるも の以外
8 電子化計量器 1) 電気回路		電気的性能に影響を及 ぼさない電気回路の変 更及び追加	電気的性能に影響を及 ぼす電気回路の変更及 び追加	
2) 回路基板	承認範囲内のセカンド ソース部品の変更	電気的性能に影響を及 ぼさない基板及び部品 等の変更及び追加	電気的性能に影響を及 ぼす基板及び部品等 の変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる				

別紙12 (ガスメーター)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する) (注1)
1 検定有効期間				1) 10年以外 2) 7年以外
2 計測原理 1) 膜式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) 膜の1周期の計量体積の違い 2) 基本設計の違う場合 (注2)
2) 回転子式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) ローター断面形状の違い 2) ローター回転速度の設計が違う場合 3) 基本設計の違う場合 (注2)
3) 超音波式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		基本設計の違う場合 (注2)
4) タービン式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		基本設計の違う場合 (注2)
5) その他の推算式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		基本原理の違い及び基本設計の違う場合 (注2)
3 ガス種				1) 都市ガス用以外 2) 石油ガス用以外
4 流量範囲		同一型式の流量範囲であって承認図面と違う場合		1) 使用最大流量6m ³ /h以下以外 2) 使用最大流量6m ³ /h超え以外 3) 同一型式の流量範囲外の使用最大流量及び流量比の追加
5 体積計量部の形状及び寸法		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合	計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	基本設計の違う場合 (注2)
6 口径		表記口径及び実寸法の違い		
7 表記事項	表記板の色彩・大きさの変更	承認図面以外の変更を加える場合		
8 表示機構	目盛標識の色彩	承認図面以外の変更を加える場合	計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	
9 分離できる指示機構		承認図面以外の変更を加える場合		
10 外観上の変更	塗装色の違い	承認図面以外の変更を加える場合	電気的性能に影響を及ぼす変更及び追加	
11 パルス発信器		承認図面以外の変更を加える場合		
12 電子化計量器 1) 演算方式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合	計測の演算方法の変更により計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	1) 電子式以外 2) 機械式以外 3) 基本設計の違う場合 (注2)
2) 電子基板	承認図面に記載されているセカンドソース部品の変更		基板等の変更により電気的性能に影響を及ぼす変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる (注2) 計量性能に影響を及ぼす変更及び追加であり、個々に判断する				

別紙13 (量器用尺付きタンク)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 外観形状		基本的形状が同一のもの		1) 楕円以外 2) 円以外 3) 角型等以外
2 全量		承認図面以外の変更を加える場合		
3 複合計量器		組み合わされるタンクの形態が承認図面以外	単独・片側及び両側が承認型式の範囲にない場合	
4 基本的設計		承認図面以外の変更を加える場合		ボトムローディング式以外
5 材質		承認図面以外の変更を加える場合		

別紙14 (密度浮ひょう)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 表記	表記内容の変更			
2 材質			ガラスの種類の変更 (体膨張係数が検則第495条の許容範囲内のもの)	ガラスの種類の変更 (体膨張係数が検則第495条の許容範囲外のもの)
3 目盛紙			1) 目盛紙の材質の変更 2) 目盛紙を固定する方法の変更 3) 目盛紙を固定するものの変更	
4 目盛線	表す密度の範囲の変更	1) 目量の変更 2) 標準温度の変更		液化石油ガス用浮ひょう型密度計と、その他の密度浮ひょうの別
5 おもり室			1) 重量付加物の材質の変更 2) 重量付加物を固定する方法の変更 3) 重量付加物を固定するものの材質の変更	
6 その他	わずかな外観の変更	外観が大きく変わる場合の変更		1) 大型浮ひょうと、小型浮ひょうの別 2) 規定していないものの変更

別紙15 (アネロイド型圧力計)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 機構				1) 差圧用以外 2) 複針以外
2 受圧要素の型式				1) ブルドン管以外 2) ベローズ以外 3) 電気容量式以外 4) 上記のもの以外
3 受圧要素の材質				1) ステンレス鋼以外 2) 黄銅以外 3) 上記のもの以外
4 受圧要素の使用圧力範囲		承認された使用圧力範囲内で、承認図面と違う場合	承認された使用圧力範囲を拡大する場合	
5 受圧要素の感度		承認された目量及び目盛標識の数を変更する場合	承認された使用圧力範囲を超えて感度を変更する場合	
6 外観	塗装色等が違う場合	承認図面と違う場合		
7 表示機構		目盛標識のデザインが承認図面と違う場合		
8 計量単位		承認図面と違う場合		
9 拡大機構			拡大機構の変更により圧力範囲の拡大及び感度変更を行う場合	
備考				
1) 同一型式の範囲は、圧力計の基本性能に影響を与える変更か否かを持って判断基準とする。				
2) 軽微変更承認は、性能・材質の変更により初期承認の範囲から圧力範囲を拡大するとき及び感度を上げる場合とする。				

別紙16-1 (機械式アネロイド型血圧計)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 計量範囲・目量		計量範囲の下限の値の変更および計量範囲の上限の値を低減させる変更	計量単位の変更・追加 目量の変更	計量範囲の上限の値を超える計量範囲の変更
2 外観	カラーリングの変更	1) 筐体の部分的な形状・寸法の変更 2) カフの変更・追加	筐体の材質の変更 (注1)	外観の変更
3 表示機構		1) 目盛線の太さを細くする変更 2) 指針と目盛板との間隔を狭くする変更	1) 目盛線の太さを太くする変更 2) 指針の先端の太さの変更または長さの変更 3) 指針と目盛板との間隔を大きくする変更	
4 圧力伝達部 (受圧要素から表示機構への信号伝達部)		伝達方式の部分的な形状・寸法の変更	伝達方式の変更 (材質を含む)	
5 受圧要素			受圧要素の部分的な形状・寸法の変更	1) 受圧要素の方式 (ベローズ、ダイヤフラム等) の変更 2) 受圧要素の材質の変更 3) 受圧要素の形状・寸法の変更
6 空気回路		1) ポンプユニットの変更 2) 配気弁の変更 3) 接続方法 (コネクタ等) の変更 4) 配置の変更		
7 その他	承認図面に記載のないメーカー呼称の変更			
備考 (注1) 性能に影響を及ぼすと想定される場合とし、個々の変更毎に判断する。				

別紙16-2 (電気式アネロイド型血圧計)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 計量範囲・目量		計量範囲の下限の値の変更および計量範囲の上限の値を低減させる変更	1) 計量単位の変更・追加 2) 目量の変更	計量範囲の上限の値を超える計量範囲の変更
2 外観・形状変更・操作キーの名称変更	1) カラーリングの変更 2) 操作キーの名称変更 (機能の変更を伴わない)	1) 筐体の部分的な形状・寸法の変更 2) 操作キーの変更 (形状・寸法・配置) 3) 操作キーの名称変更 (機能の変更・追加を伴う) 4) カフの変更・追加	筐体の材質の変更 (注1)	外観の変更
3 圧力検出センサ及びその検出回路		1) 呼称のみの変更 2) 配置の変更	圧力検出回路の変更 (圧力変化を電気変化量に変換する回路構成、プリント基板のパターン)	圧力検出センサの変更 (受圧部・感圧部の寸法・形状・材質・端子数)
4 空気回路		1) ポンプユニットの変更 2) 配気弁の変更 3) 接続方法 (コネクタ等) の変更配置の変更		
5 血圧計量のための演算部	血圧値以外のパラメータの演算部の変更	血圧値の計量のための演算部の呼称のみの変更		血圧値の計量のための演算部の変更
6 その他の電気回路およびプリント基板	承認図書に変更が無い変更	1) ノイズ対策または安定化のために行う部品の追加、微少なプリント基板のパターンの変更でかつ計量性能に影響がでないことを証明するデータが提出できる変更 (提出できない場合は軽微変更承認申請) 2) 記憶媒体の変更・追加のための回路変更・追加 3) 外部出力 (内蔵プリンタへの出力を含む) の変更・追加のための回路変更・追加	プリント基板のパターン (結線、配置を含む) または部品 (表示部品を含む) の変更	
7 外部出力	血圧値以外のパラメータの入出力端子の変更	血圧値の出力端子の変更・追加		相互に通信できるアナログ入出力機能をもつ分離できる表示器の変更・追加
8 その他	1) 承認図面に記載のないメーカー呼称の変更 2) 血圧値以外のパラメータのための部品で承認図書に記載のないものの変更	1) 受検モードの変更 2) 血圧値以外のパラメータのための部品で承認図書に記載のないものの追加	血圧値以外のパラメータの追加	
備考 (注1) 性能に影響を及ぼすと想定される場合とし、個々の変更毎に判断する。				

別紙17 (積算熱量計)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する) (注1)
1 被測定媒体				1) C以外用 2) W以外用 3) H以外用 4) CW以外用
2 基本形態				1) 一体型以外 2) 分離型以外
3 体積計量部の計測原理 1) 接線流羽根車式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) 単箱型以外 2) 複箱型以外 3) 基本設計の違う場合 (注2)
2) 縦型軸流羽根車式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合	基本設計の異なる場合	基本設計の違う場合 (注2)
3) 横型軸流羽根車式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) ウォルトマン式以外 2) タービン式以外 3) プロペラ式以外 4) 基本設計の違う場合 (注2)
4) 電磁式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) 励磁方式 2) 基本設計の違う場合 (注2)
5) 実測式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合		1) 円板型以外 2) ロータリーピストン式以外 3) ローター式以外 4) 基本設計の違う場合 (注2)
4 体積計量部の形状及び寸法		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合	計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	基本設計の違う場合 (注2)
5 表記事項	表記板の色彩・大きさの変更	承認図面以外の変更を加える場合		
6 表示機構	目盛標識の色彩	承認図面以外の変更を加える場合	計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	
7 分離できる表示機構		承認図面以外の変更を加える場合		
8 外観上の変更	塗装色の違い	承認図面以外の変更を加える場合	電気的性能に影響を及ぼす変更及び追加	
9 パルス発信器		承認図面以外の変更を加える場合		
10 温度計量部の計測原理		承認図面以外の変更を加える場合	承認型式以外の温度センサの追加	
11 電源			交流及び電池の違い	
12 電子化計量器 1) 演算方式		同一型式の基本設計であって承認図面と違う場合	計測の演算方法の変更により計量性能に影響を及ぼす変更及び追加	
2) 電子基板	承認図面に記載されているセカンドソース部品の変更		基板等の変更により電気的性能に影響を及ぼす変更及び追加	
備考 (注1) 申請者の承認型式試験データを活用できる場合、該当試験の省略ができる (注2) 計量性能に影響を及ぼす変更及び追加であり、個々に判断する				

別紙18 (振動レベル計)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 本体外箱	1) 塗装色の変更 2) つまみ、ノブ、ゴム足の変更	1) 名義、銘板の変更 2) 軽微な形状寸法の変更 3) 軽微な配色の変更	1) 材質の変更 2) 大幅な形状寸法変更 3) 大幅な配置変更	
2 ケーブル	1) 電源ケーブル、ケーブルコネクタ、プラグの変更 2) 電気出力端子の変更	ピックアップケーブルの軽微な変更	ピックアップケーブルの大幅な変更	
3 ピックアップ	塗装色の変更	1) コネクタの変更 2) プラグ、レセプタクルの変更 3) 回路素子の変更 (部位による) 4) 回路の変更 (部位による) 5) 銘板の変更 6) 軽微な形状寸法の変更	1) 形状寸法の変更 2) 検出部の材質の変更 3) 回路素子の変更 (部位による) 4) 回路の変更 (部位による) 5) プリント回路基板材質の変更	種類の変更
4 表示		1) 文字配置・記号配置の変更 2) 文字・記号の変更 (国語・外国語) 3) 表示機構の表示項目の追加・削除 (項目による) 4) 表示色	1) 目量の変更 2) 目幅の変更 3) 目盛間隔の変更 4) デジタル表示機構の表示周期の変更 5) 目盛標識の変更 6) 表示機構の表示項目の追加・削除 (項目による)	1) 表示原理の変更 2) 表示機構の変更 3) 計量範囲の変更
5 電気回路		1) 回路素子の変更 (部位による) 2) 機能部品の変更 (部位による) 3) 回路の変更 (部位による)	1) 回路素子の変更 (部位による) 2) 機能部品の変更 (部位による) 3) 回路の変更 (部位による) 4) プリント回路基板材質の変更 5) 出力電圧の変更 6) 主電源の変更	1) 基本回路の変更 2) 大幅な回路の変更
6 機能変更 (ソフトを含む)		構造に係る技術上基準と無関係な機能の追加 (追加機能による)	構造に係る技術上の基準と無関係な機能の追加 (追加機能による)	1) 機能の大幅な変更 2) 外部出力の付加 (追加を含む) 3) 外部出力の削除
<p>備考：同一型式での変更を行うときは、</p> <p>1) 改造を行ったものについて、性能に関する試験結果の報告書を提出すること。試験項目は、性能に関するすべての項目とする。</p> <p>2) IC類を変更するときは、それら部品メーカーが著した使用部品の性能・定格等の書類 (複写したもので可) を提出すること。</p>				

新規型式、承認型式及び軽微変更届出の判断区分

(非分散型赤外線式 (NDIR)、紫外線式 (UV)、溶液誘導電率式 (溶)、化学発光式 (CLD) 濃度計の場合)

項目	適用する濃度計の原理				仕様・構造等の変更 (違い)	区分	備考
	NDIR	UV	溶	CLD			

1. 計量値を表示する部分

表示機構	○	○	○	○	表示機構の方式 (アナログ、デジタル、印字) の変更	△	
					表示機構の精度、最小目幅又は有効目量の変更	○	
					有効目量を大きい値に変更 有効目量を小さい値に変更	△	

2. 分析部の電気信号に増幅等の処理を施して表示機構を動作させる部分

増幅器の方式	○	○	○	○	基本回路方式の変更	×	
基本回路	○	○	○	○	回路素子の定数、配置の変更	○	
					印刷基板の形状、寸法、材質の変更	○	プリントパターンが変わらなければ◎
					回路素子の変更	○	
基本外の回路	○	○	○	○	回路の付加、削除の変更	○	
伝送出力	○	○	○	○	方式 (アナログ又はデジタル等) の変更	△	但し、申請時に付加されていたものの削除は○
					電圧値、電流値又はカウント値の変更	○	
主電源	○	○	○	○	AC、DC、電圧又は周波数の変更	○	

3. 分析部

測定方式	○				偏位法、零位法、正負フィルタ等の変更	×	
		○			分散、非分散の変更	×	
			○		短波長、多波長の変更	×	
				○	偏位法、零位法の変更	×	
					○	常圧法、減圧法、断続法 (2チャンネル法) 等の変更	×
計量成分	○				単成分計量用の計量成分の変更	×	
	○				複合計量器の検定対象成分以外の計量成分の変更	○	但し、指示値に影響がある場合は△
計量範囲	○	○	○	○	最大の計量範囲を超え、又は最小の計量範囲に満たないものの計量範囲を付加する変更	△	但し、付加する計量範囲が検定対象外となるときは○
	○	○	○	○	最大計量範囲から最小計量範囲の間の計量範囲 (計量範囲の数を含む) の変更	○	
光源	○	○			光源の数 (重複等) の変更	×	
	○				発光体、光源室の種類、材質、形状、寸法等の変更	○	但し、表示値に影響がある場合は△
		○			光源の種類、形状寸法及び位置の変更	○	但し、表示値に影響がある場合は△
	○	○			電源の種類及び回路等の変更	○	但し、表示値に影響がある場合は△
検出器	○				本体の形状、寸法、材質の変更	○	
	○				検出方式 (コンデンサマイク、電圧印可、LC発振、熱電対、ポロメータ型等) の変更	×	
		○		○	光電測光部の検出方式 (光電子増倍管、光電管、半導体光電素子等) の変更	△	
			○		基準電極及び測定電極の形状、寸法の変更	○	
					基準電極及び測定電極の材質の変更	△	
			○		反応槽の形状、寸法、材質の変更	○	但し、表示値に影響がある場合は△
分析部の流量制御部分			○		吸収液送液ポンプの型式又は能力の変更	○	
					ガスポンプの型式又は能力の変更 (自吸式を除く)	○	
					吸収液流量計の型式又は能力の変更 (自吸式を除く)	△	
					ガス流量計の型式又は能力の変更 (自吸式を除く)	△	
			○		流量制御部の方式 (圧力制御、流量制御) の変更	○	
零位法の零位検出	○		○		サーボ機構 (モータアンプ等) の変更	○	
	○				光学シボリ機構の変更	○	

オゾン発生器	○			○	方式（無声放電、紫外線照射等）の変更	○	
					形状、寸法、材質の変更	○	
光束断続器	○	○		○	方式（回転式、非回転式、同時断続、相互断続等）の変更	△	
					セクターの形状寸法、材質の変更	◎	
					セクターの断続周波数	◎	
					セクターモーターの方式の変更	◎	
					有無の変更	×	
試料断続器	○			○	方式の変更	△	
	○			○	有無の変更	×	
ガス吸収部			○		形状、寸法、材質の変更	○	
					方式（自吸式、バブリング式、向流式等）の変更	△	
基準セル又は試料セル	○	○			管体の形状寸法の変更	○	
	○	○			窓の材質の変更	○	
	○	○			封入ガスの種類の変更	○	
	○	○			基準セルの有無	×	
干渉セル及び光学フィルタ	○				有無の変更	△	
波長選択部		○			方式（干渉フィルタ、解析格子、プリズム等）の変更	△	
その他の構造	○	○	○	○	定格、材質、機能の変更	○	但し、部位による

4 分析部の温度を調整する部分

温度調節	○	○	○	○	有無の変更	△	但し、無→有は○
------	---	---	---	---	-------	---	----------

5 分析部に入るガスの湿度を調節する部分

除湿器	○				有無の変更 有のときは方式の変更	△	但し、無→有は○
		○	○	○	〃 〃	○	

6 試料ガス、校正ガスを分析部に流通させる部分

ポンプ	○	○	○	○	型式又は能力の変更	○	但し、最低能力を明記し、その能力以上のものへの変更は◎
流量調節器	○	○	○	○	〃	○	
流量計	○	○	○	○	〃	○	
配管及び接続具	○	○	○	○	材質の変更	○	
					管径、導入口の変更	○	
ドレンセパレータ	○	○	○	○	材質の変更	◎	

7 外箱

外箱	○	○	○	○	形状寸法の変更	◎	表示部及び製造銘板の位置が変わらない事
					試料ガス取り入れ位置の変更	○	但し、位置変更が明記してあるものは◎

8 コンバータ

コンバータ	○	○		○	有無の変更	×	
	○	○		○	形状、寸法、触媒の量の変更	○	
	○	○		○	触媒の種類の変更	△	
	○	○			作用の変更（酸化・還元の変更）	×	

9 その他

校正装置	○	○	○	○	構造、材質及び寸法の変更	○	
校正周期	○	○	○	○	4時間以上から、以下への変更	○	但し、4時間以下から以上への変更は△
製造銘板	○	○	○	○	記入項目の変更	○	
操作部	○	○	○	○	名称及び機能の変更	○	
ガス流路	○	○	○	○	流路の変更	○	但し、位置変更が明記してあるものは◎
その他の部品の仕様と参考部品	○	○	○	○	仕様の変更	○	但し、部位により◎

(酸素濃度計の場合 (磁気式：磁気、ジルコニア式：ジルコ))

項目	適用する濃度計の原理		仕様・構造等の変更 (違い)	区分	備考
	磁気	ジルコ			

1 計量値を表示する部分

表示機構	○	○	表示機構の方式 (アナログ、デジタル、印字) の変更	△	
			表示機構の精度、最小目幅又は有効目量の変更	○	
			有効目量を大きい値に変更 有効目量を小さい値に変更		

2 分析部の電気信号に増幅等の処理を施して表示機構を動作させる部分

増幅器の方式	○	○	基本回路方式の変更	×	
基本回路	○	○	回路素子の定数、配置の変更	○	プリントパターンが変わらなければ◎
			印刷基板の形状、寸法、材質の変更	○	
			回路素子の変更	○	
基本外の回路	○	○	回路の付加、削除の変更	○	
伝送出力	○	○	方式 (アナログ又はデジタル等) の変更	△	但し、申請時に付加されていたものの削除は○
			電圧値、電流値又はカウント値の変更	○	
主電源	○	○	AC、DC、電圧又は周波数の変更	○	

3 分析部

測定方式	○	○	偏位法、零位法の変更 (ダンベル形)	×		
			磁気風方式、ダンベル形、圧力検出形の変更	×		
計量範囲	○	○	最大の計量範囲を超え、又は最小の計量範囲に満たないものの計量範囲を付加する変更	△	但し、付加する計算範囲が検定対象外となるときは○	
			最大計量範囲から最小計量範囲の間の計量範囲 (計量範囲の数を含む) の変更	○		
光源	○		光源の種類、形状寸法及び位置の変更	○		
磁界発生部	○		形状、寸法、材質の変更	○		
			方式 (永久磁石、交番磁場磁石) の変更	△		
基準セル又は試料セル	○		形状、寸法、材質の変更	○		
比較ガス又は補助ガス	○	○	種類 (窒素、大気、除湿空気、高圧容器詰空気等) の変更 (圧力検出形)	○		
検出器	○		検出素子方式 (コンデンサーマイク、熱流素子、ダンベル、熱線素子) の変更 (磁気式全般)	×		
			対流計 (円筒形セル)、バイパス形 (リングチャンバ) の変更 (磁気風方式)	×		
			検出側熱線素子の形状、寸法、位置の変更 (磁気風方式)	○		
			ダンベルの材質、充填ガスの種類、反射鏡の形状、寸法、位置、吊線の材質の変更 (ダンベル形)	○		
			圧力検出素子の形状、寸法、位置の変更 (圧力検出形)	○		
			熱式流量検出素子の形状、寸法位置の変更 (圧力検出形)	○		
			本体の形状、寸法、位置の変更	○		クロス形、シンプル形
			素子の配置の変更 (磁気風方式)	△		
			変位量の検出方式 (光学式、静電式、その他) (ダンベル形)	△		
変位又は零位の検出	○		検出素子の形状、寸法及び加熱部の構造、温度の変更	○		
			検出素子の材質の変更	△		

4 部度を調整する部分

温度調節	○	○	有無の変更	△	但し、無→有は○
------	---	---	-------	---	----------

注 区分の欄 ×印は原則として別型式として扱われるべき内容とする。従って、新規型式 (基本型式) の試験及び承認の申請手続きを必要とする。

△印は原則として承認型式として扱われるべき内容とする。従って、原基本型式の承認型式の試験及び承認の申請手続きを必要とする。

○印は原則として同一型式として扱われるべき内容とする。この場合「軽微変更届出」の届出手続きを必要とする。

◎印は同一型式として扱われるが、この場合「軽微変更届出」等の届出手続きを必要としないものとする。

別紙20 (ガラス電極式水素イオン濃度検出器)

項 目	仕様・構造等の変更 (違い)	区 分	備 考
内部液	種類の変更	×	
膜	寸法及び材質の変更	△	
単体電極	1) 単体電極から複合電極への変更	△	但し、一括申請しなかった場合
複合電極	2) 複合電極 (2 i n 1) から複合電極 (3 i n 1) の変更	○	
	3) 1) の逆	△	但し、一括申請しなかった場合
	4) 2) の逆	○	
コネクタ類	電極キャップ、リード線、コネクタ類を異なるものに変更	○	
その他	膜以外の寸法及び材質の変更	○	

注 区別の欄

- ×印は原則として別型式として扱われるべき内容とする。従って、新規型式 (基本型式) の試験及び承認の申請手続きを必要とする。
- △印は原則として承認型式として扱われるべき内容とする。従って、原基本型式の承認型式の試験及び承認の申請手続きを必要とする。
- 印は原則として同一型式として扱われるべき内容とする。この場合「軽微変更届出」の届出手続きを必要とする。
- ◎印は同一型式として扱われるが、この場合「軽微変更届出」等の届出手続きを必要としないものとする。

別紙21 (ガラス電極式水素イオン濃度指示計)

項 目	仕様・構造等の変更 (違い)	区 分	備 考
-----	----------------	-----	-----

1 計量値を表示する部分

表示機構	表示方式 (アナログ、デジタル、印字等) の変更	△	
	表示機構の精度、最小目幅又は有効目量の変更		
	有効目量を大きい値に変更	○	
	有効目量を小さい値に変更	△	

2 分析部の電気信号に増幅等の処置を施して表示機構を動作させる部分

増幅器の方式	基本回路方式の変更	△	
基本回路	回路素子の定数、配置、形状寸法の変更	○	プリントパターンが変わらなければ◎
	印刷基板の形状寸法、材質の変更	○	
	回路素子の変更	○	
基本外の回路	回路の付加、削除の変更	○	
伝送出力	方式 (アナログ又はデジタル等) の変更	△	但し、申請時に付加されていたものの削除は○
	電圧値、電流値又はカウント値の変更	○	
主電源	AC, DC電圧又は周波数の変更	○	
筐体	筐体からの形状のみが異なったものにする変更	○	
計量範囲	増幅回路などの回路を付加又は除去して計量範囲をかえる変更	△	
	同一回路内の部品類の定数を変えることにより計量範囲を変える変更	○	

3 その他

チャンネル数	2チャンネル計から1チャンネル計への変更	○	
	1チャンネル計から2チャンネル計への変更	△	

- 注 区分の欄
- ×印は原則として別型式として扱われるべき内容とする。従って、新規型式 (基本型式) の試験及び承認の申請手続きを必要とする。
 - △印は原則として承認型式として扱われるべき内容とする。従って、原基本型式の承認型式の試験及び承認の申請手続きを必要とする。
 - 印は原則として同一型式として扱われるべき内容とする。この場合「軽微変更届出」の届出手続きを必要とする。
 - ◎印は同一型式として扱われるが、この場合「軽微変更届出」等の届出手続きを必要としないものとする。

別紙22 (酒精度浮ひょう)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 表記	表記内容の変更			
2 材質			1) ガラスの種類の変更 (体膨張係数が検則第 969条の許容範囲内の もの) 2) 目盛紙の材質の変更	ガラスの種類の変更 (体膨張係数が検則第 969条の許容範囲外の もの)
3 目盛紙			1) 目盛紙を固定する方 法の変更 2) 目盛紙を固定するも のの変更	
4 目盛線	表す濃度の範囲の変更	目盛の変更	重量付加物の材質の変 更	
5 おもり室			1) 重量付加物を固定す る方法の変更 2) 重量付加物を固定す るものの材質の変更	
6 その他	わずかな外観の変更	外観が大きく変わる場 合の変更		1) 大型浮ひょうと、小 型浮ひょうの別 2) 規定していないもの の変更

別紙23 (浮ひょう比重計)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 表記	表記内容の変更			
2 材質			1) ガラスの種類の変更 (体膨張係数が検則第1001条の許容範囲内のもの) 2) 目盛紙の材質の変更	ガラスの種類の変更 (体膨張係数が検則第1001条の許容範囲外のもの)
3 目盛紙			1) 目盛紙を固定する方法の変更 2) 目盛紙を固定するものの変更	
4 目盛線	表す濃度の範囲の変更	目盛の変更		比重浮ひょう、重ボーム度浮ひょう、日本酒度浮ひょうの別
5 おもり室			1) 重量付加物を固定する方法の変更 2) 重量付加物を固定するものの材質の変更	
6 その他	わずかな外観の変更	外観が大きく変わる場合の変更		1) 大型浮ひょうと、小型浮ひょうの別 2) 規定していないものの変更

別紙24 (騒音計)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 本体外箱	1) 塗装色の変更 2) つまみ、ノブ、ゴム足の変更	1) 名義、銘板の変更 2) 軽微な形状寸法の変更 3) 軽微な配置の変更	1) 材質の変更 2) 大幅な形状寸法変更 3) 大幅な配置変更	
2 ケーブル	1) 電源ケーブル、ケーブルコネクタ変更 2) 電気出力端子の変更	マイクロホン延長ケーブルの軽微な変更	マイクロホン延長ケーブルの大幅な変更	
3 マイクロホン部	塗装色の変更	1) 銘板の変更 2) 軽微な形状寸法の変更	形状寸法の変更	種類の変更
4 表示	表示色	1) 文字配置・記号配置の変更 2) 文字・記号の変更 3) 表示機構の表示項目の追加・削除	1) 目量の変更 2) 目幅の変更 3) 目盛間隔の変更 4) デジタル表示機構の表示周期の変更 5) 目盛標識の変更 6) 表示機構の表示項目の追加・削除(項目による)	1) 表示原理の変更 2) 表示機構の変更 3) 計量範囲の変更
5 電気回路		1) 回路素子の変更(部位による) 2) 機能部品の変更(部位による) 3) 回路の変更(部位による)	1) 回路素子の変更(部位による) 2) 機能部品の変更(部位による) 3) 回路の変更(部位による)	1) 基本回路の変更 2) 大幅な回路の変更
6 機能変更(ソフトウェアを含む)		構造に係る技術上の基準と無関係な機能の追加(機能による)	構造に係る技術上の基準と関係する機能の追加(機能による)	機能の大幅な変更
備考：軽微変更届けにおいて、構造に係る技術上の基準と関係する性能変化が考えられる場合には、 1) 性能変化に関する試験報告書を提出すること。 2) IC類を変更するときは、それら部品メーカーが著した使用部品の性能・定格等の書類(複写したもので可)を提出すること。				

別紙25 (照度計)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
1 型式				製品型式の変更
2 能力				測定範囲の変更、削除、追加又は拡大
3 原理				測定原理の変更
4 受光部	申請時に同等品又は相当品を明記したものへの変更	1) 表示部との接続ケーブル長、材質又は形状の変更 2) ケーブルコネクタの型式又は形状の変更 (コネクタを有するもの。) 3) アナログ出力端子形状の変更 (アナログ端子を有するもの。) 4) 銘板記載内容の変更	1) 受光素子の同等品又は相当品以外への変更 2) 視感度補正フィルタの同等品又は相当品以外への変更 3) 角度補正グローブの形状又は材質の変更 4) 電気回路の変更 5) 測定基準面、寸法又は形状の変更	
5 表示部	測定機能の追加、変更又は削除 (照度測定以外)	1) アナログ出力端子形状の変更 (アナログ出力端子を有するもの。) 2) デジタル出力端子形状の変更 (デジタル出力端子を有するもの。) 3) 寸法形状の変更 4) 検定証印添付位置の変更 5) 操作キー配置の変更 6) 銘板記載内容の変更	1) 電気回路の変更 2) 表示桁数の変更 3) 内蔵電池形式又は電池電圧の変更	
6 外部電源		外形寸法の変更	入力電圧、出力電圧又は電流値の変更	

別紙26 (自動はかり・自動捕捉式はかり)

項 目	届出の要否：同一型式		型式承認の種類	
	軽微変更届出不要	軽微変更届出を要する	承認型式 (一部の試験を要する)	新規型式 (全ての試験を要する)
基本的な考え方	既に承認された型式から計量性能の部分に変更又は追加が生じない型式の変更	既に承認された型式から計量性能の部分に変更又は追加が生じた場合であって、JIS B 7607:2018に規定された試験を全く実施する必要がない型式の変更(上記の内容であっても、承認型式の項目1、2又は新規型式の項目3のいずれかに該当する場合には、その型式承認の種類が適用される)	既に承認された型式から計量性能の部分に変更又は追加が生じた場合であって、JIS B 7607:2018に規定された試験のうち、一部を実施する必要のある型式	JIS B 7607:2018に規定された全ての試験を実施する必要のある型式 (全ての試験を複数実施する場合は別申請)
1 計量部の計量性能 1) 検出器の仕様		承認範囲内での仕様の変更	承認範囲を超える仕様の変更(特にひずみゲージ付きアナログロードセルにあつては、最小入力感度($\mu V/e$)をより小さく変更する場合)	
2) 最大動作速度		承認範囲内での動作速度の変更	承認範囲を超える動作速度の追加	
2 電子装置を有する計量システム 1) 電気回路		計量性能に影響のない回路の変更	計量性能を維持するための回路又は制御アルゴリズムの変更	
2) 回路基板	承認図面に記載されているセカンドソース部品の変更(代替部品の互換性について、特定がハンドブック又は規格表等で容易に確認が取れることを条件とする)	電気的性能に影響を及ぼさない基板及び部品等の変更及び追加	電気的性能に影響を及ぼす基板及び部品等の変更及び追加	
3 電源	同一の電源であつて、承認範囲内での電圧の変更	承認範囲内での同一の電源の追加(ただし、検出部とともに計量性能を確認する必要がないものに限る)	承認範囲を超える電源の追加(電源方式の変更又は追加も含む)	
4 温度範囲		承認範囲内での温度範囲の変更	承認された温度範囲の上限又は下限の温度の拡大	
5 ソフトウェア	計量性能に影響しないソフトウェアの変更又は追加(ソフトウェアの識別番号に影響しない場合に限る)	計量性能に影響するソフトウェアの変更又は追加(ソフトウェアの識別番号は変更されるが、上記の軽微変更届出を要する1~4のように試験を実施する必要がない場合に限る)	計量性能に影響するソフトウェアの変更又は追加(ソフトウェアの識別番号が変更され、上記の承認型式1~4のような試験を実施する場合)	計量アルゴリズムの変更
備考	計量性能とは、特定計量器検定検査規則第127条で引用される JIS B 7607 : 2018 の要件を満たすものとする。			